

令和6年度（2024年度）第9回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2025年1月22日（水）午後1時30分開会

場 所：かでの2・7 7階 710会議室

1. 開 会

○事務局（名畑課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和6年度第9回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

委員の皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

最初の進行は、私、環境政策課の名畑が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会はオンラインと対面形式を併用する形での開催としており、委員総数 15名中、会場出席が澁谷会長、オンラインでの出席が現在9名、合わせて10名の委員の皆様のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により審議会は成立していることをご報告いたします。

なお、遅れて2名の委員に追加でご出席をいただけると伺っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（名畑課長補佐） 続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

事前に委員の皆様にお送りしておりますが、資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1、資料3、資料8はそれぞれ1から2、資料2は枝番なしの資料2のみ、資料4と資料5は1から3、資料6と資料7は1から4となっております。

もし配付漏れ等がございましたら事務局までお伝えください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は8件ありまして、うち、7件が風力発電事業、1件が太陽光発電事業の審議となっております。

議事の個別の説明は省略いたしますが、議事の（1）から（3）については、図書の1回目の審議となりますので、事業者にご出席をいただき、事業概要の説明及び委員からの質疑への応答を行っていただきます。また、議事（6）及び議事（7）は、答申文（案）たたき台を含め、皆様にご審議をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の議事については、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合があります。その際は傍聴者及び報道機関の方には退出をいただきますので、ご協力をお願いいたします。

また、本日、テレビカメラの取材が入っておりますが、傍聴の方々は映さないように先ほどお伝えしましたが、改めてそういった配慮をよろしくお願いいたします。

では、ここからの議事進行は澁谷会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○**澁谷会長** それでは、これより議事（１）に入ります。

本日が１回目の審議となる（仮称）檜山沖における洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

本件は１回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である北海道電力株式会社からお願いいたします。

○**事業者（北海道電力株式会社）** これより、（仮称）檜山沖における洋上風力発電事業に関わる計画段階環境配慮書の内容についてご説明いたします。

まず、事業概要についてご説明いたします。

配慮書の３ページをご覧ください。

本事業は、再エネ海域利用法に基づく一般海域である檜山沖における事業となります。

関係自治体は、島牧村、せたな町、今金町、八雲町、乙部町、江差町、厚沢部町、上ノ国町、松前町及び奥尻町となります。

風力発電所の総出力は最大で１１４万キロワット、風力発電機の基数は最大で７６基程度を計画しております。

続いて、４ページから８ページをご覧ください。

４ページが全体図で、それ以降が拡大図となっておりますが、図の緑色の線で囲まれた範囲が事業実施想定区域、ピンク色で示された範囲が風力発電機設置区域を示しております。

事業実施想定区域は、せたな町、八雲町、江差町、上ノ国町の沿岸の水深５０メートル程度までの範囲としております。

風力発電機設置区域は、原則、沿岸から１キロメートル以上離れた範囲を中心に設定しております。

続いて、１１ページは事業実施想定区域の設定に関するフローとなります。

事業実施想定区域は、再エネ海域利用法の海域の整理状況、洋上風力発電の導入拡大に向けた調査支援事業の結果などを踏まえて設定しております。

４６ページ及び４７ページは発電設備の構造となります。

風力発電機の定格出力は１５メガワットから２０メガワット、ローターの直径は２２０メートルから２７０メートル程度、風車の海水面からの高さは最大で２９５メートル程度、基礎形式は着床式とし、モノパイル式、ジャケット式、重力式のいずれかを予定しております。

５０ページ及び５１ページは、事業実施想定区域の既設または計画中の風力発電事業となります。２０２４年１０月現在のものとなりますが、本事業同様、再エネ海域利用法に基づく一般海域である島牧沖、松前沖、檜山沖の洋上風力発電事業８件と既設の風力発電事業８件、計画中の陸上風力発電事業が１８件ございます。

続きまして、第３章以降のご説明に移ります。

ここで、説明者を交代いたします。

○**事業者（北海道電力株式会社）** 私から事業実施想定区域及びその周囲の概況について

説明申し上げます。

まず、動物の重要種についてですが、157 ページから 160 ページに記載してございます。

コウモリ類に関しては、157 ページにお示ししておりますとおり、テングコウモリ、カグヤコウモリ、コヤマコウモリなどの種が確認されております。

続きまして、鳥類についてですが、170 ページ及び 171 ページをご覧ください。

センシティブティマップでは、事業実施想定区域及びその周囲において重要種の生息並びに海ワシ類、ノスリの秋の渡りの集団飛来地として注意喚起レベル A1、A3、B、C のメッシュが分布しております。

また、渡りに関しては 181 ページから 183 ページにお示ししております。

事業実施想定区域及びその周囲では、ノスリの渡りルート、秋季の夜間の渡りルートが確認されてございます。

続きまして、193 ページは植生についてとなります。

植生図の凡例は次の 194 ページ以降の拡大図に示しておりますが、事業実施想定区域周囲の沿岸部については、主に図中の緑色系統であるブナクラス域の自然植生、代償植生が分布している状況です。

続いて、207 ページをご覧ください。

こちらには植生自然度を示しております。

事業実施想定区域周囲の沿岸部には、一部に植生自然度 9 の自然林、植生自然度 10 の自然草原が存在している状況となっております。

続いて、262 ページから 274 ページの藻場についてです。

事業実施想定区域周囲の海岸線に沿って藻場が分布している状況です。

なお、干潟については確認されておられません。

続きまして、重要な自然環境のまとまりの場についてですが、249 ページから 250 ページをご覧ください。

事業実施想定区域内にはマリーン IBA、生物多様性の観点から重要度の高い海域、道立自然公園の一部が存在しております。また、周囲には、自然公園、鳥獣保護区、海鳥の繁殖地等が存在しております。

続きまして、350 ページから 361 ページをご覧ください。

こちらには住宅並びに環境保全についての配慮が特に必要な施設等を示しております。

なお、風車との位置関係は、第 4 章の 473 ページに示してございますとおり、最も近いところにある建物としては離隔距離約 660 メートルの位置にある太田神社となっております。その他の住居、施設等は離隔距離が 1 キロメートル以上となっております。

続いて、景観についてです。

275 ページから 278 ページをご覧ください。

こちらには、各自治体へのヒアリング結果も踏まえた主要な眺望点の抽出結果を示しております。また、次の 279 ページから 293 ページには主要な景観資源を抽出して記載して

おりまして、事業実施想定区域の周囲には狩場山、かもめ島などが存在しております。

続いて、294 ページと 297 ページをご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

事業実施想定区域の周囲には平浜海水浴場、かもめ島公園等が存在している状況です。

続きまして、第 4 章の調査、予測及び評価の結果についてご説明申し上げます。

まず、計画段階配慮事項の選定についてですが、456 ページとなります。

本事業においては、騒音、風車の影、陸域及び海域の動物、海域の植物、景観の 6 項目を選定いたしております。また、現時点では工事計画の熟度が低いことから、工事の実施に関わる影響については方法書以降で取り扱うこととしております。

選定理由については、次の 457 ページをご覧ください。

重要な地形及び地質、陸域の植物については、事業実施想定区域に含まれていないことから非選定としました。

生態系については、陸域に関しては直接改変を行わないこと、海域に関しては未解明の部分も多く、予測、評価に至る知見が確立されていないことから非選定としました。人と自然との触れ合いの活動の場については、今後、直接改変を極力避けるよう検討を進めるということから非選定としました。

最後に、評価結果についてご説明申し上げます。

各評価結果について第 4 章の最後に取りまとめておりますので、565 ページをご覧ください。

まず、騒音について、施設の稼働に伴う騒音による影響を及ぼす可能性があります、風車の機種選定、配置検討等により、重大な影響の回避または低減が可能であると評価いたしました。

次に、風車の影についてです。こちらも施設の稼働に伴って影響を及ぼす可能性があります、日影図を作成するとともに影響範囲及び程度を予測し、風車の配置検討を行うことで重大な影響の回避または低減が可能であると評価いたしました。

続いて、566 ページをご覧ください。

陸域の動物についてです。施設の稼働に伴う影響や地形改変及び施設の存在に伴う生息環境の変化が生じる可能性があります、今後、現地調査により生息状況を把握し、影響程度を適切に予測、評価するとともに、必要に応じて環境保全措置を検討することにより、重大な影響の回避または低減が可能であると評価いたしました。

続いて、567 ページでございます。

海域の動物については地形改変及び施設の存在に伴う生息環境の変化が生じる可能性があります、今後、現地調査や地元漁業者へのヒアリング等により生息状況を把握し、影響程度を適切に予測、評価するとともに、必要に応じて環境保全措置を検討することにより、重大な影響の回避または低減が可能であると評価いたしました。

その下段の海域の植物についてです。地形改変及び施設の存在に伴い、重要種の生息環

境、藻場の分布状況に変化が生じる可能性がございますけれども、今後、現地調査によりこれらの状況を把握、影響程度を適切に予測、評価すること、また、海底ケーブル敷設に関しては、重要種の分布地、藻場を極力回避するよう検討することにより、重大な影響の回避または低減が可能であると評価いたしました。

最後に、景観についてです。ほとんどの主要な眺望点から風車が視認される可能性があります。フォトモンタージュにより眺望景観への影響について予測、評価し、眺望点の利用状況を踏まえ、風車の配置、塗色を検討することにより、重大な影響の回避または低減が可能であると評価いたしました。

○**澁谷会長** 続いて、事務局から主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○**事務局（道場主任）** 本事業については、昨年11月26日に図書を受領し、11月27日付で本審議会へ諮問させていただいており、本日が1回目の審議となります。なお、本事業は、次に審議する檜山沖の事業があるのですが、そちらの2日後となる11月27日に縦覧を開始しております。進行の都合で順番が前後しておりますことをどうかご了承願います。

では、本事業に関する質問事項及び事業者回答について、何点か抜粋してご説明いたします。

資料1-1と資料1-2をご用意ください。

なお、資料1-2は資料1-1の回答に関する資料となりますので、こちらは、適宜、ご参照ください。

では、資料1-1の1ページの質問番号1-2をご覧ください。

こちらはウェブサイトにおける図書の公表についての質問です。インターネットでの公表期間は意見の募集期限までとしていたほか、電子縦覧図書のダウンロードや印刷については不可としていました。こちらについて、図書の公表に当たっては、環境保全の観点から広く意見を求められるよう印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することによる利便性の向上について伺いました。これに対して、事業者から、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、図書の公表について利便性の向上に努めることは重要との認識を持っている、さらに、図書の印刷については縦覧場所において複製の申出を受付しているほか、電子縦覧図書の公表期間終了後も閲覧及び複製の申出があれば対応する予定、なお、電子縦覧図書のダウンロードについては、不特定多数による営利目的の図書の使用及び複製等への懸念があり、かつ、当該海域は再エネ海域利用法に基づく事業の公募前の段階にあることから、事業者間の競争があることを踏まえ、対応していない、同様の理由によって縦覧期間終了後の電子縦覧図書のインターネットによる公表の継続についても実施しないという回答をもらっております。

次に、質問番号1-3をご覧ください。

こちらでは漁業関係者との現在の協議状況や協議の重要性についての見解を伺いまし

た。これに対して、事業者から、事業の検討状況の報告や配慮書縦覧について、適宜、情報提供を行うとともに、様々な機会を通じ、個々の漁業者の皆様からもご意見を頂戴するなど、可能な限り幅広く対応を行うことを心がけている、洋上風力発電については、漁業者の皆様のみならず、漁業の場を活用させていただいて初めて事業が成立することから、漁業との共存共栄が極めて重要との観点に立ち、引き続き丁寧な対応に努めてまいるとの回答をもらっております。

次に、2ページの質問番号2-3をご覧ください。

風力発電機設置区域が海岸線から原則1キロメートル以上の離隔距離を確保するとされていますが、風力発電機設置区域から660メートル先に住宅等が2戸あることを踏まえ、離隔距離を1キロメートルに設定した理由を伺いました。これに対して、事業者から、風力発電設置区域は発電所アセス省令第4条及び第18条に示されている環境影響を受ける範囲であると認められる地域を考慮して、離岸距離を1キロメートル以上と設定しているとのことです。

ただし、資料1-2にもあるのですが、せたな町の一部は住宅等が比較的少ないということから、風力発電機設置区域の離岸距離を500メートル以上に設定している部分があるということです。そのため、住宅2戸について、太田神社などですが、風力発電機設置区域からの距離が660メートルとなっております。当該地点については、現地調査等を踏まえ、環境影響の回避・低減策を検討してまいりますとのことです。

次に、資料1-1の5ページの質問番号3-13をご覧ください。

ゾーニングマップとの整合に係るせたな町と江差町との協議等の実施状況、それぞれのゾーニングエリアの位置づけ、エリアの設定条件について伺いました。これに対して、事業者から、ゾーニングマップとの整合に係る協議はまだ実施していないとのことです。セントラル調査の結果開示以降に実施する風力発電機の配置や基礎構造等の検討に当たっては、ゾーニングマップのほか、協議会においてまとめられる利害関係者の要望に配慮して事業の計画を検討してまいりますとのことでした。

また、ゾーニングエリアの位置づけ及び条件設定の考え方は、資料1-2の裏面にそれぞれ記載されていますので、ご参照ください。これらを基に、それぞれの町にて保全エリア、促進エリア、調整エリア等を設定しており、風力発電設備の検討に当たっては、各町のゾーニングマップの記載内容について確認を行いながら検討していくとのことです。

次に、5ページの質問番号4-1をご覧ください。

北海道檜山沖では既にセントラル方式に基づく調査が行われているが、今後、国等から提供された調査結果を基に調査を実施する予定かを伺いました。これに対して、事業者から、セントラル調査の結果を確認し、必要に応じて公募前に調査を実施する可能性がある、また、事業者選定後には詳細設計のための調査が必要になるものと考えているとの回答をもらっております。

次に、6ページの質問番号4-2をご覧ください。

本配慮書では水中音を配慮事項として選定していないが、環境省の洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイドにおいて、建設機械の稼働や施設の稼働を影響要因として水生生物への影響が生じることが想定されると書かれていることを踏まえ、配慮事項として選定する必要性及び今後、調査、予測及び評価の対象とすることについての事業者の見解を伺いました。これに対して、事業者から、専門家等により水生生物への影響が生じる可能性が示唆されているため、水中音の調査の必要性があると考えており、今後、風力発電機の配置や施工方法等が具体的になる方法書段階以降で音源や水生生物の生息状況を確認し、水中音に関する調査を実施する予定です、一方、環境評価項目として、水中音の評価項目とするか、動物の項目において取り扱うかについては今後検討するとのことでした。

そのほか、質問番号 4-1 から質問番号 4-3 にかけて、水の濁り、流向、流速、また、水域の生態系について予測評価を実施する必要性について質問しております。これらに対して、事業者から、いずれも方法書以降の手続で実施、あるいは、評価項目の選定や予測、評価について検討するとの回答をもらっております。

簡単ではありますが、質問と事業者回答の説明は以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への 2 次質問の作成をお願いしたいと考えております。従来どおりメールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

先ほどの図書概要の説明と併せ、ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○**澁谷会長** それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○**松島委員** 景観のことについてお伺いします。

特に日本海側になると、夕日への影響、あるいは、夕暮れどきのシャドーフリッカーが沿岸の居住地には影響があるかもしれないと思っているのですが、その評価はどういうふうにやられる予定ですか。シミュレーションは多分されると思うのですが、夕日の影響などについては景観の評価で入れられるのかを確認させていただければと思います。

○**事業者（北海道電力株式会社）** ご指摘のとおり、日本海沿岸といいますか、西側のほうは夕日の景観に関する影響が生じる可能性があるかと認識しておりますので、今後、方法書以降の段階で調査として、重要視するべきところについて、時間帯によるシミュレーションなどを行い、その結果をもって影響評価並びに保全措置の検討をしたいと考えている所存です。

○**松島委員** シミュレーションでは恐らくフォトモンタージュ等も作成されると思うのですが、可能であれば説明会等で住民の皆さんに見ていただくときに併せてご意見等も伺っていただければと思います。

○**事業者（北海道電力株式会社）** 承知いたしました。

○**澁谷会長** ほかにございませんか。

○**押田委員** 渡島半島の南のほうで、全部で 200 キロメートルぐらいの間に 76 基程度を建

設するという事で区域が設定されていますよね。これから状況によって変わるかもしれませんが、例えば、こちらのほうにたくさん、こちらはつくらないなどという偏りが今後の計画の中で出てくることになるのでしょうか。集中的に建つ場所があるのかどうか、現時点でのことで結構ですので、教えていただければと思います。

○事業者（北海道電力株式会社） 本地点は、ご指摘のように、北はせたな町から南は上ノ国町までと非常に南北に長くなっておりますが、今後、国からのセントラル調査の結果を踏まえて風車の配置を決定していこうと思っています。

本地点のセントラル調査の中では地形や地質のデータ等もございますので、それを踏まえた上で環境にも配慮しながら風車の配置を決定していくという流れになると思います。ですから、現時点ではどこに風車がかたまるか、どういう間隔で配置されるかは明確にお答えできませんが、今後の検討が出次第、お示しできるかと考えております。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○白木委員 Q&Aの質問番号4-8についてです。

先ほどオジロワシの渡りはないものとして整理されているということで質問されており、その回答として、北海道鳥類目録では留鳥とされているため、本書では渡り鳥として区分をしていないとあります。でも、北海道鳥類目録を見るとウィンタービジターと書かれていますし、特に道南地域では渡り、あるいは、越冬だけのものが多いと思いますので、修正をしたほうがよいのではないかと思います。鳥類目録でもそのような記述がされています。

それから、根拠としているこの表の3-9の（3）についてです。

同様に、どう考えても渡りをするものでもこれでは渡りがないと整理されているのです。現地で渡り鳥がどうかということが重要になってきますので、現地での状況を踏まえ、渡り鳥であるものはしっかり丸をつけたほうがよろしいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者（北海道電力株式会社） 認識の間違いもあったかと思います。

ご指摘のとおり、地域に合わせた留鳥や渡りの区分で示すことが重要だと思いますので、もう一度確認し、改めるように検討したいと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○白木委員 もう一度、いいですか。

生態系のほうは方法書以降でというお話でしたが、例えば、配慮書時点で、海に生息している魚類や海鳥類に対する影響については評価をされているわけで、影響があるかもしれないということですよ。その場合、例えば、オジロワシやミサゴなどの陸域の鳥がそういったものを餌としているので、影響を受ける可能性はこの時点で予測可能だと思うのです。その点から言えば、ここでそういった記載をするべきではないかなと思うのですが、その点についてお考えを聞かせていただければと思います。

○事業者（北海道電力株式会社） 弊社としても、ご指摘のとおり、魚を餌にする猛禽類

等の関連する生態系についても影響の有無の検討が必要だという認識がございますので、今回はこのような整理とさせていただいておりますけれども、今後、改めて検討したいと考えております。

○**澁谷会長** 今日は1回目ですが、私から1点だけお願いしておきます。

今回の質疑では方法書以降でちゃんとやりますという項目が非常に多いですので、それにはしっかりと対応していただければと思います。

ほかにございませんか。

(発言者なし)

○**澁谷会長** ほかにご意見やご質問がないようですので、本議事についての審議を以上といたします。

それでは、事業者の皆様は退席をお願いいたします。

続きまして、議事(2)に入ります。

本日が1回目の審議となる(仮称)北海道檜山地方洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

本件も1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である関西電力株式会社及びRWE Renewables Japan 合同会社からお願いいたします。

○**事業者(関西電力株式会社)** それでは、(仮称)北海道檜山地方洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の事業内容についてご説明をさせていただきます。

まず初めに、事業内容については5ページをご覧ください。

本事業の関係地方公共団体は、島牧村、せたな町、今金町、八雲町、乙部町、江差町、厚沢部町、上ノ国町、松前町、奥尻町の10自治体になります。

事業実施想定区域については、16ページをご覧ください。

事業実施想定区域を赤枠線、風力発電機の設置予定範囲を黒斜線にて示しております。

事業実施想定区域は、第1回北海道檜山沖における協議会で示された有望な区域を基に設定してございまして、有望な区域の図の黄色塗り潰し範囲です。

設定フローについては、ページを戻りまして、10ページをご覧ください。

風況、水深条件による事業性の確認後、法令等による規制を受ける場所及び環境への配慮が必要な場所を確認しております。このうち、自然公園及び海岸保全区域は、35ページから50ページに示しておりますように、風力発電機の設置予定範囲から除外いたしております。

続きまして、70ページをご覧ください。

設置を予定している風力発電機の概要ですが、定格出力が14メガワットから24メガワット、ハブ高さは最大171メートル、ローター直径は最大292メートル、高さは最大317メートルです。基礎構造は着床式を検討してございます。

続いて、73ページと74ページをご覧ください。

周辺の他事業については、既設のものが7件、環境影響評価手続中のものが25件ござい

ます。75 ページに位置関係を図示しておりまして、事業実施想定区域の周囲には塗り潰しの丸でお示しした既設の風力発電機があります。

以上が事業概要となります。

続きまして、事業実施想定区域及びその周辺の概況についてご説明をいたします。

○事業者（KANSO テクノス） これより私から説明させていただきます。

まず、鳥類のセンシティブティマップについてですが、配慮書の 145 ページから 150 ページをご覧ください。

事業実施想定区域及びその周囲で希少猛禽類のオジロワシ、オオワシ、チュウヒ、イヌワシ、クマタカが確認され、事業実施想定区域の一部は注意喚起レベル A3、B、C と重なっています。

続いて、鳥類の渡りについてですが、154 ページから 157 ページをご覧ください。

事業実施想定区域の周囲において鳥類の渡りルートが確認されています。

続いて、重要な群落及び注目すべき生育地についてですが、ページが飛びまして、201 ページから 204 ページをご覧ください。

事業実施想定区域の周囲には重要な植物群落としてキタゴヨウ群落、ブナ群落、シバ群落などが確認されており、植生自然度 9、植生自然度 10 の植物群落が分布しています。

続いて、藻場についてですが、229 ページから 250 ページをご覧ください。

事業実施想定区域及びその周囲の藻場は大部分がコンブ場とされています。

続いて、重要な自然環境のまとまりの場についてですが、ページがさらに飛びまして、269 ページから 271 ページをご覧ください。

事業実施想定区域及びその周囲には狩場茂津多道立自然公園などが存在しています。

続いて、景観についてですが、274 ページから 280 ページをご覧ください。

主要な眺望点として、茂津多岬灯台など、53 地点を選定しています。また、景観資源として、火山群の狩場などが存在しています。

続いて、人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、281 ページから 283 ページをご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場として賀老の滝や三本杉海水浴場などが存在しています。

次に、321 ページから 333 ページをご覧ください。

事業実施想定区域の周囲における環境保全についての配慮が特に必要な施設である学校等、医療機関、福祉施設及び住居等の位置図を示しています。

以上が事業実施想定区域及びその周囲の概況となります。

続いて、調査、予測及び評価の結果について説明します。

まず、配慮事項の選定項目についてですが、436 ページをご覧ください。

本事業では、土地または工作物の存在及び供用における騒音、風車の影、陸域に生息する動物、海域に生息する動物、海域に生育する植物、景観の 6 項目を選定しました。なお、

工事の実施による環境影響については、方法書以降の手続において予測及び評価することとしています。

選定、非選定の理由についてですが、次の 437 ページをご覧ください。

ここでは、土地または工作物の存在及び供用における参考項目であって非選定の項目のみ説明します。

重要な地形及び地質は、事業実施想定区域に存在しないため、非選定としました。陸域の植物及び陸域の生態系は、事業実施想定区域に陸域が含まれないため、非選定としました。海域の生態系は、未解明な部分も多く、予測及び評価に至る知見が確立されていないため、非選定としました。人と自然との触れ合いの活動の場は、事業実施想定区域において主要な場が存在しないため、非選定としました。

最後に、評価結果についてですが、選定事項ごとに説明します。ページが飛びまして、548 ページから 551 ページをご覧ください。

騒音につきましては、風力発電機の稼働に伴い影響が生じる可能性があります。配慮が特に必要な施設等からの距離に留意して風力発電機の配置等を検討することなどで重大な影響の回避または低減が可能であると評価しました。

風車の影につきましては、風力発電機の稼働に伴い影響が生じる可能性があります。選定した風力発電機の機種及び配置から影響範囲及び時間を数値シミュレーション等により予測し、必要に応じて環境保全措置を検討することなどで重大な影響の回避または低減が可能であると評価しました。

陸域の動物については、事業実施区域上空を採餌や移動時に使用するなど、施設の存在及び稼働による生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があります。生育状況を現地調査等により把握し、重要な種及び注目すべき生息地の影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討することなどにより、重大な影響の回避または低減が可能であると評価しました。

海域の動物については、生物多様性の観点から重要度の高い海域が分布しており、これらへの地形改変及び施設の存在による生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があります。生育状況を現地調査等により把握し、重要な種及び注目すべき生息地への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討することなどにより、重大な影響の回避または低減が可能であると評価しました。

海域の植物については、生物多様性の観点から重要度の高い海域及び藻場が分布しており、これらへの地形改変及び施設の存在による生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性があります。生育状況を現地調査等により把握し、影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討することで重大な影響の回避または低減が可能であると評価しました。

景観については、全ての主要な眺望点から風力発電機が視認される可能性があります。風力発電機の配置等によっては、施設の存在に伴い、主要な眺望景観の変化に対して環境影響

を及ぼす可能性があります。フォトモンタージュ法などによって主要な眺望景観への影響を予測し、必要に応じて離隔を図るなど、風力発電機の配置、規模を含めた環境保全措置を検討することや風力発電機の色を自然になじみやすい色彩にすることなどにより、重大な影響の回避または低減が可能であると評価しました。

なお、累積的影響の調査についてですが、方法書以降の手続において本事業の計画が具体的になった段階で周辺他事業の情報収集に努め、それぞれの稼働、工事及び環境影響評価の手続の進捗状況なども勘案し、今後、検討を進めてまいります。

○**澁谷会長** 続いて、事務局から主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○**事務局（下田主事）** 初めに、本配慮書に係る手続の経過について簡単にご説明いたします。

本配慮書ですが、先ほどの議事（1）よりも早い令和6年11月22日付で受理し、本審議会には11月27日付で諮問しております。また、縦覧期間は11月25日から12月24日までであり、知事意見は令和7年4月21日頃までを期限と求められております。

続きまして、資料の説明をいたします。

資料2に沿って、1次質問とその事業者回答について抜粋して説明させていただきますので、資料2の2ページの質問番号2-2の①をご覧ください。

経済産業省が令和5年度に有望な区域を選定した際の資料の想定より発電機間の離隔距離が短くなり、漁業活動等への影響が生じる懸念があることについて事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、配慮書段階においては、令和5年度の北海道檜山沖における協議会（第1回）で示された有望な区域を基本として設定した風力発電機設置想定範囲内の全域に一般的に必要な発電機間の離隔距離を踏まえて風車を仮配置した場合の基数を示しており、今後、環境影響評価の結果や連系地点の系統容量に加え、漁業活動等への影響も考慮しながら風力発電機の配置等を検討したいと考えておりますとの回答を得ております。

続きまして、同じページの質問番号2-4の①をご覧ください。

学校や住居等からの離隔距離を確保するため、海岸線と風力発電機設置想定範囲の離隔距離を約500メートル以上にしたということですが、この距離で十分な離隔距離が確保されていると判断された理由について質問をしております。これに対して、事業者からは、風力発電機設置想定範囲として、現時点で考え得る最大限の範囲について環境影響評価を行うことを主眼に、青森県沖日本海（南側）公募占用指針における発電設備等の設置に制約が生じる範囲のうち、海岸線から500メートル範囲という記載を参照しつつ、学校、医療機関、福祉施設及び住居等からの離隔距離を確保するという観点を踏まえて500メートル以上と設定したとのこと。なお、今後の北海道檜山沖における協議会意見取りまとめ結果や漁業関係者等との協議、環境影響評価などを踏まえて、本事業の檜山沖における海岸線と風力発電機設置想定範囲の離隔距離の確保に係る検討を行うという回答を得てお

ります。

続きまして、7ページの質問番号4-2をご覧ください。

工事の実施による水の濁りの影響について、事業実施想定区域周辺では藻場等の分布が確認されており、水の濁りの影響が懸念されるため、現時点でどのような環境保全措置を考えているかという質問をしております。これに対して、事業者からは、水の濁りの影響に対する環境保全措置については機器及び工法を検討中であり、具体的な環境保全措置は提示できないが、工事の際に有効な水質汚濁防止計画を検討しているとのことでした。また、工事中の水の濁りの影響については方法書以降で評価項目として選定し、調査、予測及び評価をする予定としているとのことでした。

最後に、その下の質問番号4-3をご覧ください。

本配慮書では水中音を配慮事項として選定していませんが、洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイドにおいて、建設機械の稼働や施設の稼働に影響要因として水生生物への影響が生じることが想定されているということ踏まえて、配慮事項として選定する必要性及び今後、調査、予測及び評価の対象とすることについて事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者からは、現段階では風力発電機の機種や工事期間等の詳細な事業計画が決まっておらず、予測及び評価が難しいため、水中音を配慮事項として選定していないが、洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイドを踏まえ、水中音については方法書以降で評価項目として選定し、調査、予測及び評価をする予定としているとのことでした。

簡単ではありますが、本事業の説明については以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には、先ほどと同様、事業者への2次質問の作成の依頼をさせていただきたいと考えております。後日、メールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、よろしくお願いいたします。

○澁谷会長 ただいまの説明について委員の皆様からご意見やご質問をお願いいたします。

○押田委員 今回の二つは同じような場所になっているので、大丈夫かなと感じています。先ほどの事業とほとんど同じような範囲で、しかも限られているような狭いところに計画をされているのですが、事業同士のバッティングが起きてくるような気がします。例えば、先ほどの事業では、これからいろいろと調査をすることでいい場所を選定し、つくっていくというようなお話だったと思うのですが、これほど累積的影響が明らかに出そうな感触を受ける状況はなかなかないと思います。今後、すり合わせのようなことを検討され、環境配慮みたいなことも考えていくのかどうか、教えていただきたいです。

○事業者（関西電力株式会社） おっしゃられた前の事業と言われますのは。

○押田委員 北海道電力のものですが、北海道対関西となりそうといたしますか、ほとんど

同じような事業なのです。

○事務局（川村専門主任） 事務局から1点、補足させていただきます。

図書の73ページをご覧くださいますと、事業実施想定区域周辺における他事業の表が示されていますが、こちらに出ている12番から檜山沖における事業が3件あります。こちらも含め、同じような考え方になるのかなと思いますので、関西電力から状況説明していただけますか。

○事業者（関西電力株式会社） これは、国が実施している再エネ海域利用法に基づきまして、国の公募により選定された事業者が進めていく事業だと認識しており、現在、公募の入札に向けて事前に環境影響評価を行っているところです。それで、各事業者のバッティングといいますか、多少乱立しているようなところがありますけれども、公募により選定された事業者が事業を実施するという位置づけになっております。

○押田委員 つまり、場合によっては北海道電力のものしかできない、関西電力のものしかできないということもあり得るわけでしょうか。

○事業者（関西電力株式会社） ご認識のとおりでございます。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○松島委員 離隔距離についてコメントさせていただきたいのですが、500メートルというのは陸上で考えてもかなり近い距離だと思うのです。施設自体も陸上に設置されるものよりもかなり大型のものですよね。青森では確かに500メートルと取っているかもしれませんが、檜山を見ても海岸線沿いに町があるような地域が多いので、やはり離隔距離については1キロメートル以上離すなど、これからの検討でもいいと思うのですが、そういう配慮をいただければと思います。

○事業者（関西電力株式会社） 今回の500メートルという設定は、事業者の回答でも書かせていただいておりますとおり、青森県沖の日本海南側の公募占用指針における記載を参照しておりますけれども、本来の目的は、環境影響評価を幅広く、最大限の範囲において実施することを主眼に置いて設定しております。ですから、現状、1キロメートル離すかどうかについては明言できませんが、改めて檜山沖の協議会の意見取りまとめの結果や漁業関係者との協議、関係地方自治体との協議を踏まえ、これから判断してまいりたいと考えてございます。

○松島委員 もちろん、今、1キロメートルにしてほしいという話ではなく、今後、検討段階で離隔距離については十分にご配慮をいただければというところでコメントさせていただきました。

また、先ほどのバッティングの話ですが、これは入札で1社だけが選定される海域という理解でよろしいでしょうか。

○事業者（関西電力株式会社） そうです。1コンソーシアムということで、一つの事業者が受けることになります。

○澁谷会長 それでは、白木委員、お願いいたします。

○白木委員 図書の479ページの表の4-3.3-7についてです。

鳥とコウモリについて、区域を利用する種への予測となっているのですが、この中に海鳥も入っていますよね。海鳥は海そのものを利用するので、タイトル自体がちょっと変かなという気がしています。

また、その表の中で、下の水辺、樹林、草地というところに入っている三つのカテゴリーの種に関しては上空利用のことしか考慮されていないのですが、例えば、ガン類やカモ類であれば、海に下りるといってもありますし、採餌をすることもありますし、オジロワシや海ワシ類、ミサゴに関しても、空を飛ぶだけではなく、海自体を餌場として利用することもありますので、評価項目が変わってくると思います。ですから、どのような影響があって、何を評価すべきかについて、もう一度ご確認をお願いしたいなと思います。

あわせて、先ほどと同じ意見で、陸域の動物に関してはここでは生態系の評価をしないということですが、海の生き物を利用する猛禽類の餌となるような魚類は海鳥類に関しては影響があるかもしれないといった評価になっております。でも、そういった餌を利用するものに関しては陸域の鳥であっても影響が出る可能性があることを踏まえ、予測、評価を行っていただきたいと思います。

○事業者（関西電力株式会社） 今回は、空域のといえますか、バードストライクに主眼を置いた予測、重大影響ということで配慮書の段階ではこういった整理をしておりますが、ご指摘のとおり、方法書以降は、手法も検討した上で洋上風力による影響を受けるようなおそれのあるものについては項目選定し、今後、事業に選定された場合は、現地調査なり、予測、評価を行う整理をしたいと思います。

○白木委員 方法書以降でしっかりとやっていただければと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○松島委員 景観のことについて一つ質問させてください。

海域でかなり開けた場所という特性上、視認性は非常に高いと思われるのですが、日本海側ですので、夕日への干渉があると思います。もう一つ言えば、夜間の航空障害灯です。例えば、星を見る人たちにとっては、特に、水平線上に出てくるような低い星の場合、影響があるのではないかと懸念しているのですが、そういったものを調査する予定はありますか。でしょうか。

○事業者（関西電力株式会社） 具体的な調査計画は方法書段階で練る予定ではありますが、夕日や夜間に星を見るといった利用状況も踏まえた上で、適切な調査、あるいは、その後の予測評価をしたいと思います。

○澁谷会長 私から少しお聞きします。

資料2にもあるのですが、関係市町村の数も多く、漁業者の皆さんもいらっしゃるということですね。既に説明等を行っているようですが、特に事業に対して強い意見が出ているような例は現時点であるでしょうか。

○事業者（関西電力株式会社） お答えをさせていただきます。

任意でありますけれども、地元住民の方々の理解促進を目的とし、計6回の事業説明会を行っておりまして、漁業関係者や一般の方から頂戴したご意見の内容について、一部、ご紹介をさせていただきます。

漁業者の方には、風車が建ったときの海流の変化等が漁業にどう影響するのかを心配されていた方がいらっしゃいました。また、主婦の方ですが、夕日を含めた眺望に影響が出るのではないかとということで心配をされているというご意見を伺いました。そういったご意見に対しても真摯に調査をしながら説明を重ねていきたいと考えております。

○澁谷会長 関係者が結構多い事業となると思いますので、理解促進のための努力は続けていっていただきたいと思います。

もう一点、486 ページぐらいから海の動物のリストがずっと出ていますよね。これら全部が檜山沖にいるということではないのですが、分かりやすく言うと、泳いでいるものもいれば、砂の中に潜っているものもいれば、いろいろな生息形態や行動する動物がいるわけですが、これらの動物の生息状況の調査、また、これらの動物に対する影響の予測についてはどういうイメージで考えていらっしゃるのでしょうか。

○事業者（関西電力株式会社） 海に生息するものは船からの調査をやります。また、空を飛んでいるものも調査します。この整理の仕方は基本的に分類群ごとに哺乳類、魚類と分かれています。それぞれの生息の特性に応じた調査手法で、船に乗って目視であったり、陸から目視であったり、そういった調査をするということです。そして、その生息状況や分布を見た上で、事業を実施することによって海に影響があるのか、あるいは、風車が回ることによる影響があるのかなど、影響の要因に応じて予測することになります。これが一般的なアセスのやり方になります。

○澁谷会長 海にいる動物で目視できるもの種類は少ないと思うのですが、目視できないものはどうされるのですか、捕獲するのでしょうか。

○事業者（関西電力株式会社） 通常は捕獲もします。刺し網調査や底引き網調査のほか、地先で行っている漁業者から協力を得て買い取る、あるいは、調査に協力してもらい、船を出して捕ったりもします。

○澁谷会長 回遊性ではない、その場所に居着いているものの密度は捕獲調査でも分かるような気もするのですが、非常に長い距離を回遊している動物の場合はどのような調査になるのでしょうか。

○事業者（関西電力株式会社） 例えば、海生哺乳類ですと、機器を設置し、長期間にわたり鳴き声の調査をする方法がございます。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○北委員 鯨類や海生哺乳類に関する研究で、例えば、イチョウハクジラやオウギハクジラ、ハブスオウギハクジラなど、アカボウクジラ系は中深層に生息する種ですし、なかなか噴気を上げないので、目視でというのは難しいと思いますし、もちろん、網で捕るなんてことはもってのほかだと思うのです。そのため、説明としてはかなり不十分かと思

ますので、きちんと調査方法については検討していただきたいなと思います。

○事業者（関西電力株式会社） すみません、整理して説明できればよかったですのですが、そういったこともちゃんと網羅して調査できるよう整理をした上で方法書にて示したいと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 ほかにご質問やご意見がないようですので、本議事についての審議はこれで終了といたします。

それでは、事業者の皆様は Zoom から退席をお願いいたします。

準備ができましたので、議事（3）に入ります。

本日が1回目の審議となる（仮称）檜山陸上ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書についてです。

本件も1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である日本風力サービス株式会社からお願いいたします。

○事業者（日本風力サービス株式会社） それでは、日本風力サービスより図書の概要についてご説明をさせていただきます。

まず初めに、事業の内容については4ページをご覧ください。

事業実施想定区域は北海道檜山郡上ノ国町、北海道松前郡松前町に位置しており、これら2町が関係自治体となります。具体的な位置図は5ページ及び6ページをご覧ください。

事業実施想定区域の検討フローの詳細は10ページから19ページをご確認ください。

まず、局所風況マップから風況条件のいい範囲を確認し、既存道路等の社会インフラの整備状況を確認いたしました。その上で、法令等の制約を受ける場所、環境保全上留意が必要な場所、周辺の風力発電事業を確認し、特定植物群落、保安林や植生自然度10、植生自然度9の植物群落、住居等から500メートルの範囲、周辺の風力発電事業の範囲を可能な限り除外いたしました。

続きまして、21ページをご覧ください。

設置を予定している風力発電機の諸元ですが、想定している定格出力は4.2メガワットから6.1メガワット、ローター直径は120メートルから160メートル、最大高さは140メートルから210メートルです。

周辺の他事業については、24ページの表及び25ページの図をご確認ください。

事業実施想定区域及びその周辺では、既設の事業として、電源開発株式会社の上ノ国第二風力発電所や松前ウィンドファーム合同会社のリエネ松前風力発電所が稼働中です。また、計画中的のものでは、環境影響評価の準備書段階である東急不動産株式会社の（仮称）松前2期風力発電事業があるほか、海域には配慮書段階の洋上風力発電事業の計画もございます。

○事業者（日本風力サービス株式会社） 続きまして、事業実施想定区域及びその周囲の

概況についてご説明します。

まず、動物の猛禽類についてですが、72 ページと 73 ページに記載しておりますとおり、ハチクマ、ノスリの渡り経路が確認されております。また、76 ページに記載のとおり、イヌワシ、クマタカの分布が確認されております。

そして、センシティブティマップにおける指定状況については、82 ページと 83 ページに記載しておりますが、事業実施想定区域を含むメッシュについては、陸域版では注意喚起レベル C と注意喚起レベル A3、海域版では注意喚起レベル低と注意喚起レベル 1 に該当する箇所が存在しております。

続いて、植生についてですが、現存植生図を 92 ページから 95 ページに記載しております。

事業実施想定区域及びその周囲には、チシマザサブナ群団等が広く分布しています。また、植生自然度の図を 96 ページから 98 ページに記載しておりますが、事業実施想定区域内には主に植生自然度 9 及び植生自然度 8 が広く分布し、西側の沿岸や木無山尾根沿いを中心に植生自然度 10 が一部に分布しております。

重要な自然環境のまとまりの場についてですが、115 ページに記載しております。

事業実施想定区域内には、前述の植生自然度 10、植生自然度 9 の植生のほか、鳥獣保護区や特定植物群落、保安林が分布しております。

次に、景観についてですが、118 ページをご覧ください。

景観資源は、表に記載しているとおり、河成段丘や海食崖などがございます。

位置図は 119 ページのとおりで、松前段丘の一部が事業実施想定区域にかかっております。

主要な眺望点は、120 ページの表と 121 ページの図に記載したとおり、大千軒岳など 14 地点を抽出しております。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場については、122 ページの表と 123 ページの図に記載しておりますとおり、3 地点を確認しておりますが、事業実施想定区域内に位置しているものはございませんでした。

続いて、配慮の特に必要な施設と事業区域との位置関係についてですが、142 ページと 143 ページの表と図をご覧ください。

風力発電機の設置予定範囲から最寄りの配慮が特に必要な施設は、約 860 メートルの位置にある上ノ国町立石崎診療所となります。事業実施想定区域及びその周囲における住宅等の配置についてですが、最寄りの住宅までの距離は約 500 メートルとなっております。

続きまして、計画段階配慮事項の選定結果についてですが、205 ページの表をご覧ください。

本事業では、騒音、地形及び地質、風車の影、海域に生育するものを除いた動物と植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場を選定しております。

環境影響要因の区分である工事の実施による環境影響については方法書以降の手續にお

いて取り扱うとの考えから選定しておりません。

項目の選定及び非選定の理由は、200 ページ及び 201 ページの表のとおりです。

なお、周辺事業との累積的な影響については、他事業における環境影響評価図書等の公開情報の収集に努めるとともに、方法書以降の本事業計画の絞り込みの結果、周辺の環境条件、既設、計画中の発電所との位置関係等から累積的影響が生じると判断した場合には適切に調査、予測、評価を行う方針です。

最後に、各配慮事項の評価についてご説明します。

まず、騒音についてですが、210 ページ及び 211 ページをご確認ください。

これによると、風力発電機の設置対象区域から 2 キロメートルまでの範囲に病院と医療施設が 1 か所、住宅が 179 戸含まれており、施設の稼働に伴い、騒音による影響が生じる可能性があります。112 ページに評価結果を記載しておりますが、方法書以降の手続におきましては、これらの距離に留意して風力発電機の機種及び配置を検討するほか、予測計算により影響の程度を把握し、必要に応じて環境保全措置を検討することとしております。

続いて、地形及び地質についてですが、215 ページと 216 ページをご確認ください。

これによりますと、松前段丘の一部が事業実施想定区域にかかり、地形の改変により影響が生じる可能性がありますので、既設林道等の活用など、土地改変の最小限化等の環境保全措置を必要に応じて検討することとしております。

続いて、風車の影について、221 ページに記載しておりますが、こちらは騒音と同様の予測、評価の結果となっておりますので、割愛させていただきます。

続いて、動物についてですが、253 ページをご確認ください。

動物の重要種については、地形改変及び施設の存在による影響が生じる可能性があるほか、希少性のある哺乳類、鳥類は風力発電機の稼働に伴う接触等の影響が生じる可能性がございます。このため、コウモリ類の活動パターンや猛禽類、ガン・カモ類の渡り状況も含めて動物の生息状況を把握し、適切に評価を行った上で、風力発電機の配置計画、土地改変等の最小限化、濁水対策等の環境保全措置を必要に応じて検討することとしております。

次に、植物についてですが、269 ページをご確認ください。

植物の重要種については地形改変による影響が生じる可能性があるほか、事業実施想定区域に分布する特定植物群落や植生自然度 10、植生自然度 9 の植生への影響の可能性がございます。このため、これらの影響の程度を把握するほか、外来種の分布拡大による影響も適切に予測し、必要に応じて動物同様の環境保全措置を検討することとしております。

なお、生態系についても、275 ページに記載しているとおり、事業実施想定区域内に鳥獣保護区や保安林等が分布するため、同様に留意することとしております。

続いて、景観についてですが、283 ページに記載のとおり、自然景観資源の松前段丘の一部が事業実施想定区域にかかるため、影響が生じる可能性があります。また、284 ページ及び 285 ページに記載した主要な眺望点のうち、大千軒岳、小砂子地区集落、原口地区

集落、石崎地区集落については、主要な眺望方向に風力発電機が介在するため、地形及び施設の存在による影響が生じる可能性があります。このため、286 ページと 287 ページに記載のとおり、影響の程度に応じて風力発電機の配置や塗装色の検討を行うこととしております。

最後に、人と自然との触れ合いの活動の場について、290 ページに記載しておりますが、事業実施想定区域内に位置しておりませんので、地形改変等の影響が生じる可能性はないと評価しております。

以上より、いずれの項目におきましても今後の現地調査結果等を基に風力発電機の配置計画や環境保全措置を検討することにより、重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価いたしました。

○**澁谷会長** 続いて、事務局から主な 1 次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○**事務局（道場主任）** 本事業については、昨年 12 月に道に送付されておりました、12 月 3 日付で本審議会へ諮問をさせていただいており、本日が 1 回目の審議となります。

こちらの事業に関する質問事項及び事業者回答について、何点か抜粋してご説明いたします。

資料 3-1 及び資料 3-2 をご用意ください。

なお、資料 3-2 は資料 3-1 の回答に関する資料となりますので、適宜、ご参照ください。

まず、資料 3-1 の 1 ページの質問番号 1-2 をご覧ください。

ウェブサイトにおける図書の公表についての質問です。インターネットでの公表期間は意見募集期限までとしていたほか、電子図書のダウンロード、印刷については不可としていました。図書の公表に当たって、環境保全の観点から広く意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後の継続公表による利便性の向上について伺っております。これに対して、事業者から、インターネット上に公表される図書は紙媒体による公表と比較して複製、加工が極めて容易なことから、図書の流用、乱用、改編等を防ぐため、ダウンロード、印刷は行えない設定としている、なお、法に基づく縦覧期間終了後の公表の継続については、今後も事業計画の見直しが生じる可能性がある中で過去の事業計画案を継続して紹介することで混乱を招いてしまう可能性があることから、公開は行わない方針としている、しかしながら、利便性向上に努めることを考慮し、環境影響評価図書の継続的な公表に関しては引き続き検討していくとの回答をもらっております。

次に、3 ページの質問番号 3-6 をご覧ください。

特定植物群落である松前－江差海岸台地上のミズナラ・イタヤ林が事業実施区域と重複しておりました、図書 10 ページの本文中では今後の現地調査の結果及び関係機関との協議等を踏まえ、改変の回避、低減の検討等、実行可能な範囲で適切に対応していく予定であるとしているのですが、今後の現地調査で当該植物群落の範囲を踏査できる見込みがある

のか、もう一つ、調査の結果を踏まえてミズナラ・イタヤ林は改変区域から除外されるのか、それとも、何らかの保全措置により影響が低減されるものなのかを伺いました。これに対して、事業者から、現地踏査や空中写真からの判別により、当該特定植物群落の範囲の把握に努める方針だが、現時点では当該特定植物群落の範囲をどの程度踏査できるかは未確定であること、可能な限り直接改変を回避するなどの環境保全措置を検討するとの回答をもらっております。

次に、4 ページの質問番号 3-11 をご覧ください。

保安林の指定状況ですが、事業実施想定区域内に魚つき保安林が含まれており、保安林の指定解除事務等マニュアル（風力編）で魚つき保安林等を転用する場合に設置が必要となる代替施設は転用しようとする保安林の指定の目的に応じて異なることが考えられることから早めの検討を行うことが適当であるとされているということを踏まえて、現時点でどのような検討をされているかを伺いました。これに対して、事業者から、現時点で代替施設の種別、仕様等は未定です、今後、方法書策定時に事業実施想定区域の絞り込みを行い、準備書段階の状況調査の頃までには保安林としての理由を踏まえ、検討を進める、魚つき保安林は魚類の生息と繁殖を助けるために指定されており、その趣旨と具体的指定事由を事業実施方針の検討と併せ調査し、具体的指定事由を特定し、計画策定において配慮する予定という回答を得ております。

また、区域のほぼ全域が土砂流出防備保安林に指定されている中、本事業の実施が可能であると判断された理由を確認しています。これに対して、事業者から、新規造成予定地のほとんどが尾根部であって、土砂流出防備の観点から、後背地が少なく、施設の排水対策や土砂流出防止対策で地形、地質の調査及び水文の統計等から技術的対応により保安林指定機能を損なわない設計が可能と考えているとの回答を得ております。

次に、5 ページの質問番号 4-6 をご覧ください。

白神岬やオジロワシ等が利用している区域西部の段丘崖に関する専門家の意見を踏まえて、調査地点として選定する予定はあるかを伺いました。これに対して、事業者から、白神岬は事業実施区域から 20 キロメートル以上離れているため、調査地点には選定する予定はないのですが、事業実施想定区域周辺のイヌワシや渡り鳥の移動経路、事業実施想定区域西側の段丘崖にあるオジロワシや小鳥類の利用状況を把握できるように調査地点を設定する予定との回答をもらっております。

また、既設風力や小型風力が多く存在する中、累積的な影響が懸念されるか否かについてはどのように判断するのかを確認しました。これに対して、事業者から、累積的な影響が懸念されるかどうかについては、本事業の風車配置計画や周辺他事業の風車配置計画、希少猛禽類やコウモリ類の現地調査結果を踏まえ、必要に応じて専門家に聴取の上、判断する予定との回答がありました。

最後に、6 ページの質問番号 4-10 をご覧ください。

鳥獣保護区に関する質問で、鳥獣保護区（館野）が入っているのですが、ほぼ全域が事

業実施想定区域に含まれていて、現段階では改変は一部にとどまらなないと考えられることから、別途、評価する必要はないかを伺いました。これに対して、事業者から、配慮書に記載のとおり、事業実施想定区域は広めに設定しているということから、方法書以降の対象事業実施区域の絞り込みによって、これらの環境影響を回避または低減できる余地があると考えている、今後の事業計画の策定においては、影響の程度を踏まえて風力発電機の配置計画や既設林道等の活用など、土地改変や樹木伐採の最小化といった環境保全措置を必要に応じて検討してまいるとの回答がありました。

簡単ではありますが、質問等の説明は以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様にも事業者への2次質問の作成をお願いしたいと考えております。従来どおりメールで依頼させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

先ほどの図書概要の説明と併せまして、ご審議について、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○澁谷会長 それでは、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○高橋委員 資料の3-1の5ページの質問番号4-1の超低周波音に対する回答についてです。

同じような話を以前もさせてもらっていると思うのですが、その回答の中の「なお」以下の個別に対応しますよという内容をもう少し具体的に、特に、当該住民に対するさらなる説明というところはどんなものを想定しているのか、また、環境影響評価との関係等についてはどのように考えているのかを教えていただければと思います。

○事業者（日本風力サービス株式会社） 住民の方への対応についてですが、住民の方から不安とか懸念があった場合は住民説明会を通じて丁寧にご説明すると考えております。それでも不安が払拭されない場合には個別にご対応することを考えております。そういった不安を募らせている住民の方にヒアリング等で確認し、その原因を確認した上で、対応を検討する予定でおります。

また、アセスとの関わりについてですが、環境影響評価の一環としてそういった対応をする場合には、当然、アセス図書にもその内容を反映することを考えております。

○高橋委員 基本的に、アセスの中で個別の住民に対する対応というのはないですね。そんな中、個別に説明するということは、環境影響評価ではそれを扱わず、個別に対応しますと言っているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○事業者（日本風力サービス株式会社） 個別での対応についてはそのような扱いになると思っております。

○高橋委員 であれば、意見として言わせていただきます。

例えば、そういった不安が出てくる説明会等というのは基本的に影響評価の中の説明会ですよね。

○事業者（日本風力サービス株式会社） そうです。

○高橋委員　そして、それは決して一人の意見ではなく、その裏に同じ意見を持っている人がいて、そうした意見が出ていると思いますし、かぶせないということも考えられるので、そういった場に出てきた意見を個人の意見と捉えることはできないのではないかと思いますのですが、どう考えていらっしゃるでしょうか。

○事業者（日本風力サービス株式会社）　住民説明会等の中でそういったご意見が出ましたら、その場ではお答えすることになりますので、参加されている方への対応としてはそのようにすることになると思います。

○高橋委員　今はその後の話を言っているのです。

これはまだ1次質問ですよ。

○事務局（道場主任）　はい。

○高橋委員　前回も聞いていると思うのですが、同じような形で2次質問ということで構わないですよ。

○事務局（道場主任）　後日、照会させていただきますので、その際にご意見を伺えたらと思います。

○澁谷会長　ほかにございませんか。

○押田委員　資料3-1の6ページの質問番号3-2のコヤマコウモリの件です。

上ノ国町におけるコヤマコウモリのバットストライクの記録は確実にあって、数年前から、コウモリ研究者をはじめ、自然関係の方たちからいろいろなお話を伺ってしまして、今後はさらなる情報収集に努めますということです。

図書の71ページの地図を見ますと、コヤマコウモリということで、ここにプロットもしていただいている、コヤマコウモリのことを考えていただいているのだろうと思うのですが、多分、北海道でこの辺りぐらいにしか記録がありませんし、このエリアはコヤマコウモリに関しては相当センシティブなところであると言っていると思います。仮に生息がかなり認められたりしたとき、それに配慮して設置する場所を検討することになるのか、考え方についてお尋ねします。

○事業者（日本風力サービス株式会社）　コヤマコウモリについては、ご指摘のとおり、周辺での生息状況や衝突事例なども聞き及んでおりますので、まずは、生息の分布であったり活動の状況であったり、専門家の方にもご意見をいただきながら調査していくという対応を考えております。その上で、影響が生じるという可能性があった場合は、風車の配置や稼働の状況も含め、環境保全措置を検討していくことを考えております。

○押田委員　配置のところも考えてくださるということなのですね。

コヤマコウモリは固有種ですので、これからもしデータとして出てくることになれば貴重な調査結果になると思いますので、ぜひ配慮していただけるといいかなと思います。

○澁谷会長　ほかにございませんか。

○白木委員　鳥類のリストについてです。

文献として上がっていないのですが、近くにある白神岬の鳥類のバンディングステーシ

ョンの記録、あるいは、個人的なバンダーの調査結果では、この事業実施エリアのちょっと北になるのでしょうか、早川地区という石崎川の下流部でバンディングをしている方がいて、その放鳥記録として、山階鳥類研究所でどういう鳥がいたか、捕れたかということを取りまとめており、問い合わせれば情報提供してくれるはずです。

それを見たところ、このリストにないものが含まれているということがあります。また、それ以外では、白神辺りで多く捕られているものについて、調査をした結果、ここではあまり出てきていないということは調査が不十分であるというようなことの考察にも使えるのかなと思いますので、そういったデータを入力し、リストに加えていただきたいということです。よろしくお願いします。

○事業者（日本風力サービス株式会社） ご指摘をいただいた資料について、収集に努めまして、方法書以降の図書で反映し、今後の調査にも活用してまいりたいと思います。

○澁谷会長 ほかにございますか。

○松島委員 質問に対する回答の3ページにある質問番号3-6で、植生の現地踏査、あるいは、空中写真からの判読により調査するということが記載されているのですが、実際にどの程度踏査できるかは未確定ということで、これはそのとおりだと思います。

ただ、今後、方法書の中で調査範囲や設置区域を検討する際には、必ず踏査したところを設置検討範囲としていただきたい、逆に言うと、踏査できないところは範囲から除外するというような方向性で考えていただければと思います。

リストにありますような絶滅リスクの高いもの、特に草本類は空中写真等では判読できませんので、現地踏査ができるようなところでご検討をいただければと思います。

○事業者（日本風力サービス株式会社） ご意見として承り、今後の調査においては今のご指摘を踏まえて対応してまいります。

○澁谷会長 ほかにございますか。

○白木委員 今日、機密事項のものはないみたいなので、大きなエリアとしての話をします。

かつて、ここはイヌワシがつがいで確認されていた場所なのですが、その後は情報が無いのです。特に移動についてはいろいろと想定されているようですが、ここに定着し、もしかすると繁殖ということもあり得ます。それも念頭に置いて、対象種の生態や季節的な行動圏の変化、あるいは、繁殖は毎年するわけではないことなど、いろいろなことを考えた調査をしていただく必要があると思うのですが、現段階で事業者に何かお考えがあるかどうかをお聞きします。

○事業者（日本風力サービス株式会社） イヌワシを含めた希少猛禽類の調査についてです。

過去の記録の重要性も十分に認識しておりますので、今後、方法書段階に進むに当たって、具体的な期間や方法について専門家のご助言を受けながら検討してまいります。

○白木委員 イヌワシに関し、特に繁殖ということになると北海道内では事例がないのです。ですから、相当周到な準備といいますか、どのように調査をしていくかをきちんと考えて、その対象種に合った調査形態をつくって調査していく必要があると思いますし、慎重に進めていただきたいと思います。

これまで、猛禽類の場合は2営巣期を含む1.5か年がスタンダードだったのですが、もし繁殖している可能性があるとなれば、1.5年という時間では不足になる可能性なども踏まえてご検討ください。

○事業者（日本風力サービス株式会社） 承知いたしました。

○澁谷会長 オープンな場で発言されてしまいました。白木委員、今の話題は大丈夫なのですか。クローズドな場でやらなくてよかったですか。

○白木委員 場所はどこという話ではないですし、今どうなっているかが分からないのです。

多分、この記録自体に関しては環境省の希少種のメッシュ図の根拠みたいなところで上がっていたと思うのですが、このエリアとしてということです。ここにはかなり昔につながっていたという記録があるだけです。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

私から少しお聞きします。

図書の図を見ると、対象とするエリアは自然度の高い植生か、災害の防止に関わる保安林になっているように思えるのです。普通に考えると、正直、いろいろな工事を入れるのに適した地域とは思えないのですが、どう考えていらっしゃるのでしょうか。

○事業者（日本風力サービス株式会社） 現状を調査している限り、山のほうの林道をうまく利用し、できる限り改変区域を少なくすることで地域の保全計画に沿うような形で風車計画を立てたいと考えております。

それに、保安林なり、防備保安林の種別指定目的を踏まえて最終的な計画を定めてまいりたいと思いますので、今後、準備書の段階までに全部を調べ、計画の基数を含め、整理したいと考えております。

ただ、今ご指摘のとおり、非常に植生自然度の高いところですし、保全措置が必要なところということは念頭に置いて検討を進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○澁谷会長 今、言及もありましたし、お聞きしたかったのですが、先ほどの説明だと、既存の林道の図、説明がなかったのですが、そういう図は図書にあるのでしょうか。

○事業者（日本風力サービス株式会社） 今のところ、正確な林道の位置関係を整理しておりませんので、載せておりません。これから現地に入って、先ほども指摘がありましたとおり、現地踏査を踏まえた上で計画を進めていきたいと思っております。それらを整理した段階で出してまいりたいと思います。

○澁谷会長 地形的にも結構厳しいところのようなので、既存の林道がどれほどあるかは

非常に重要だと思います。できるだけ早い時期に図を作成し、提出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事業者（日本風力サービス株式会社） 昨年ですが、現地に入りまして、図面の海岸線の尾根のところの近くまでは、四輪駆動の車で行けております。また、部分的な改変は必要になると思いますけれども、工事用の道路、さらには、風車の設置場所での造成工事はある程度できるかなという判断の下に計画を進めております。

○澁谷会長 いずれにしても、現存のものと新設の予定があるのだったら新設の予定の路線を地形図に入れ、早い時期に提出をお願いしたいと思います。

また、この区域内、そして、区域外もそうですが、草原が存在しているということなのです。そこを私は知らないのですが、どんな草原があるのでしょうか。松島委員がご存じだったら松島委員から説明いただいてもいいのですが、取りあえず事業者がご存じでしたら説明していただければと思います。

○事業者（日本風力サービス株式会社） 草原といいますか、植生自然度図の 96 ページから 98 ページでは植生自然度 10 の自然草原という区分で表示させていただいている植生がございます。

○澁谷会長 現況はご存じないということですか。

○事業者（日本風力サービス株式会社） 現況はこれから現地調査に入って確認していく予定です。

○澁谷会長 こういう自然草原というのは、多分、非常に特殊な条件下で成り立っている群落なので、希少ですし、多分、いろいろな環境変化に脆弱な場合が多いので、お聞きしました。

松島委員、何かご存じですか。

○松島委員 私もこの場所がよく分かっておりませんし、現地を実際に見たことがありません。しかし、実際に配慮書の 248 ページでも自然草地（乾性）とあり、点在している様子が見られます。今は自然草原自体が非常に貴重な景観になっていますので、しっかりとご確認をいただければと思います。

○澁谷会長 申し訳ありません。座長がいっぱい聞くのはあまりよろしくないのですが、もう一点です。

資料の 3-2 として取水されている図があります。多分、生活用の水道を取っているのだらうと思うのですが、濁水を出さないような非常に慎重な対応が必要だと考えます。これについて、今、何かお考えのことはございますか。

○事業者（日本風力サービス株式会社） お答えいたします。

現状、集水区域等、文献等で把握はしておりますので、まずは現地を踏査した上で、どのような対策が必要か、また、現地の植生等を含めて判断してまいりたいと思います。それをまとめ、アセス図書に現況調査の報告として報告を差し上げ、対策を計画してまいりたいと思います。

現在のところは場所の特定のところまでですので、よろしくお願ひします。

○澁谷会長 これに関してもなるべく早く情報を提出していただければと思います。

○事業者（日本風力サービス株式会社） 承知しました。

○澁谷会長 私からは以上ですが、ほかの委員の方から何かございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 ないようですので、本議事についての審議は以上といたします。

事業者の皆様は Zoom からの退席をお願いいたします。

それでは、ここで一旦休憩を取ります。

おおよそ 10 分後の 13 時 35 分から再開とします。

[休 憩]

○澁谷会長 時間になりましたので、再開いたします。

議事（4）に入ります。

本日が 2 回目の審議となる枝幸ウインドファーム（仮称）環境影響評価方法書についてです。

まず、事務局から意見の概要と事業者の見解、主な 2 次質問とその事業者回答等の報告をお願いいたします。

○事務局（道場主任） まず、本事業ですが、昨年 10 月に送付され、11 月 7 日付で審議会に諮問させていただいているもので、本日は 2 回目の審議となります。

では、まず、事業の概要について、図書を用いて簡単に説明させていただきます。

まず、図書の 4 ページをご覧ください。

本事業は、単機出力が 4,300 キロワット程度の風力発電機を最大 10 基設置する計画で、総出力は 4 万 3,000 キロワットとなります。

区域は、次のページのとおり、枝幸町の歌登地区に位置しておりまして、赤い点で示された箇所が風力発電機の設置予定位置となっております。改変区域は 20 ページに記載されておりますので、審議の際はそちらをご参照ください。

続きまして、区域及びその周囲の概要についてです。

まず、動物についてですが、100 ページをご覧ください。

こちらに EADAS のセンシティブティマップが載っているのですが、区域内は海ワシ類の生息情報により注意喚起レベルが B に、隣接メッシュが集団飛来地の情報によって注意喚起レベルが A2 及び A3 となっております。

102 ページをご覧くださいと、各種の渡りルートが載っているのですが、周辺は海ワシ類やハクチョウ類の渡りルートとなっていることが分かります。

次に、植物についてですが、108 ページをご覧ください。

全体的に植林地が多い状況になっているのですが、東部には植生自然度 9 のトドマツ

ミズナラ群落が存在しているほか、シラカンバやダケカンバの群落が点在している状況です。

植生自然度の図は 111 ページをご参照ください。

次に、配慮が特に必要な施設、住宅等についてですが、150 ページをご覧ください。

配慮が特に必要な施設についてですが、風力発電機設置予定位置から 4.4 キロメートル先に福祉施設が存在しております。住宅の最近接となる場所は区域北部にある住宅で、風力発電機の設置予定位置からは 1.3 キロメートルの離隔距離となっております。

最後に、景観についてですが、332 ページをご覧ください。

主要な眺望点ですが、垂直視野角 1 度以上で視認される可能性のある範囲にはふれあいの森キャンプ場などの眺望点のほか、歌登中央地区コミュニティセンターひまわりなど、身近な眺望点が区域周辺に存在しております。

簡単ですが、事業概要は以上といたします。

続きまして、資料 4-1 をご覧ください。

こちらは、事業者から送付があった本方法書への一般からの意見の概要と事業者の見解を示した資料となります。

まず、めくって 1 ページの 1 の公告及び縦覧の (2) の公告等の方法をご覧ください。

図書の縦覧については、北海道新聞及び日刊宗谷に掲載するほか、インターネット、町の広報、枝幸町の町民向けケーブルテレビを使った文字放送によって周知されております。

次に、2 ページの (5) には縦覧者数の記載があるのですが、合計 8 名の縦覧があったとのことです。なお、インターネットによる閲覧は 532 件あったとのことです。

次に、3 ページをご覧ください。

方法書説明会についてです。昨年 11 月 8 日に枝幸町の歌登で開催され、37 名の来場があったということです。また、翌日 9 日には枝幸町の中央コミュニティセンターでも実施していきまして、10 名の来場があったとのことです。

また、4 ページに意見の募集について記載があるのですが、昨年 10 月 22 日から 12 月 5 日まで行われていきまして、合計で 8 通、26 件の意見が提出されております。

5 ページ以降にその意見の概要と事業者の見解が示されておりますので、ここでは主なものを抜粋して説明させていただきます。

まず、5 ページの 2 通目、意見書 2 をご覧ください。

超低周波音や風車の影、累積的影響などに関する意見のほか、8 ページには方法書の縦覧場所に中頓別町が含まれていない理由を聞く意見がございます。こちらに対して、事業者から、中頓別町には垂直見込み角 1 度の範囲に風力発電機が視認される主要な眺望点や身近な眺望点がないことから、関係地域に該当しないものとさせていただいております。なお、風力発電機が視認できる可能性のある領域が存在する近隣自治体である中頓別町と音威子府村、美深町に対しては、関係地域を枝幸町とすることでご理解を得ておりますとの見解を示しております。

また、3通目の鳥類に関する意見のほか、10ページには、景観に関する意見として、函岳は星空観察地点として人気が高くなっている旨の意見が出されております。これに対して、事業者から、観光資源とする美深町に景観に関する聞き取りを行っているのですが、改めて夜間の景観について聞き取りを行い、必要に応じて適切な対応を検討することとしておりますとの見解をもらっております。

次に、13ページをご覧ください。

意見書6になるのですが、主に鳥類に関する意見が多かったのですが、その中の一つで、対象事業実施区域付近にてタンチョウを確認した旨の意見のほか、キンメフクロウの情報がありまして、事業者からも引き続き情報収集等を行う旨の見解が示されております。

以降にも意見がありますが、適宜、ご参照をいただければと思います。

資料4-1は以上といたします。

最後に、2次質問とその回答について、何点か説明させていただきます。

資料の4-2をご用意ください。

資料4-3は資料4-2に係る附帯資料となりますので、こちらは、適宜、ご参照ください。

まず、資料4-2の1ページの質問番号1-2をご覧ください。

今、説明した意見の概要と事業者の見解に示されている内容のほかに、各地での説明会でどのような意見が出たのかを質問しております。資料4-3のとおり、事業者から意見が寄せられた旨の回答がありました。こちらを参照していただければと思うのですが、風力発電機の建設、稼働後に関する懸念や継続的な調査に関する意見が出ており、事業者は適切に対応する旨の見解を示しております。

次に、資料4-2に戻りまして、4ページの質問番号2-13をご覧ください。

対象事業実施区域の北西部の既存道路を一部改変し、新設道路を造成する区間があるのですが、既存道路を活用せず、新設とする理由を聞いております。これに対して、事業者から、事前に既存道路に隣接した地権者からの利用の承諾を得られなかったということから、新設道路を設置することとした、なお、改変予定箇所周辺には植生自然度9のハルニレ群落が存在しているので、植生の現地調査等を踏まえ、植生自然度の高い地域の回避を基本とし、極力改変面積の低減を図るとの回答をもらっております。

次に、9ページの質問番号4-2をご覧ください。

専門家からのヒアリングですが、1次質問でオオタカの採餌痕から小型哺乳類が確認できた場合にはエゾリス等についても餌資源調査を実施するという旨の回答がありました。しかし、本事業の調査においてオオタカの採餌痕が見つかる可能性は極めて低いと思われることから、情報収集の上、エゾリス等の小型哺乳類についても餌資源調査の対象種とすることを再検討する必要はないかと伺いました。これに対して、事業者から、繁殖への影響がない時期に営巣木周辺での踏査による羽毛や骨などの採餌痕の確認のほか、巣への執着が弱い非繁殖期に巣内の採餌痕の確認を行うこととしている、また、エゾリス等の小型哺乳類を餌資源の対象種とすることについて専門家へ意見聴取を行い、実施について検討

する旨の回答を得ております。

次に、10 ページの質問番号 4-3 をご覧ください。

先ほどの意見概要でもありましたキンメフクロウについて、本種の希少性を考えると、鳴き声確認調査や自動録音法のほか、検討にとどまっているサーマルスコープといった暗視機器による夜間調査を実施できないか、事業者に見解を伺いました。これに対して、事業者から、夜間鳥類調査、フクロウ類調査については、キンメフクロウの生息の可能性も考慮し、専門家の助言を踏まえ、調査を実施することとしている、加えて、鳴き声確認調査において、鳴き声が確認された場所でサーマルスコープを利用して個体の観察も併せて実施することとしている旨の回答がございました。

なお、夜間の任意観察による一般鳥類調査においてもサーマルスコープの活用を検討しているとのことでした。

次に、15 ページの質問番号 4-27 をご覧ください。

小型のコウモリ類の話で、バットディテクターでの確認が比較的難しいと考える、また、小型のコウモリが通過する小さな沢地形は小型のコウモリ類が移動経路として使用している可能性があるため、トラップを仕掛けるといいとあるので、コウモリ類の踏査ルートとなっていない沢地形部でも捕獲調査を実施するのが望ましいのではないかと伺いました。これに対して、事業者から、コウモリ類のかすみ網、ハーブトラップによる捕獲調査地点については、調査員の安全を確保した上でアクセスが可能な箇所とするとともに、バットディテクターによる調査結果や専門家の助言を踏まえ、沢地形と風力発電機設置予定位置との位置関係を考慮して設定する予定、また、バットディテクターによる調査においては小型のコウモリ類が移動経路として使用している可能性がある沢地形に留意しながら確認することとしていますとの回答をもらいました。

簡単ですが、本事業に係る説明は以上といたします。

なお、委員の皆様には、後日、メールにて3次質問の依頼をさせていただきたいと思っております。

それでは、こちらについて、ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○澁谷会長 では、委員の皆様からのご質問やご意見をお願いいたします。

○高橋委員 2点ほど、お願いがあります。

まず、1点目ですが、方法書に提出された意見とそれに対する見解についてです。

先ほど話があった5ページの超低周波音のことへの見解ですが、これ自体は間違っていないといえますか、正しいのですが、以前、同じような回答に対して意見を言わせてもらったことがあります。ここに言っていることのほかに、煩わしさに伴う睡眠影響等という知見もありますが、事業者はそれをどのように考えているのかについて3次質問で確認していただけたらありがたいなと思っております。

2点目は、Q&Aの資料4-2の11ページの質問番号4-14についてです。

前回、私が質問するのを忘れたのか、ちゅうちょしたのか、自分でも思い出せないので

すが、超低周波音の周波数範囲を1ヘルツから200ヘルツとした根拠を教えてください。ありがとうございますので、それを確認していただければと思います。

○事務局（道場主任） まず、意見概要であった超低周波音に関して、アノイアンスに関する知見について確認すること、また、資料4-2の質問番号4-14の周波数の範囲を1ヘルツから200ヘルツとした根拠の確認を3次質問でしようと思います。

質問内容についてはこちらで作成し、委員にも確認していただければと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 ほかにご意見やご質問がないようですので、本議事についての審議は以上といたします。

続きまして、議事（5）に移ります。

本日が2回目の審議となる（仮称）函館鉄山太陽光発電事業環境影響評価方法書についてです。

まずは、事務局から意見の概要と事業者の見解、主な2次質問とその事業者回答等の報告をお願いいたします。

○事務局（川村専門主任） まず、図書を用いて事業概要を簡単にご説明いたします。

最初に、図書の10ページと11ページをご覧ください。

黒の太線で対象事業実施区域が示されていますが、対象事業実施区域は函館市に位置しています。なお、本事業はゴルフ場跡地を利用した事業として計画されています。

次に、16ページをご覧ください。

設備の配置計画が示されていますが、伐採、敷きならしが計画されている範囲は南側の灰色に塗り潰された箇所であり、その面積は、前のページの表において、0.4ヘクタールとされています。また、太陽光パネルを敷設する面積は非造成部も含めると43.8ヘクタールとされており、変更区域の全体面積は50.7ヘクタールとされています。

次に、対象事業実施区域及びその周囲の概況についてです。

まず、63ページをご覧ください。

動物についてですが、対象事業実施区域の西側のメッシュでチュウヒの生息が確認されています。また、64ページをご覧くださいと、区域の北西側のメッシュでクマタカの生息が確認されています。そして、70ページからは重要な種の一覧表が示されていますが、哺乳類は7種、鳥類は55種、両生類は1種、昆虫類は48種、魚類は16種、底生動物は7種が確認されています。

なお、図書には記載されていませんが、1次質問の際に鳥類の渡り経路等の状況について確認し、ノスリの日中の渡りルートが対象事業実施区域と重複していることなどを確認しています。

次に、84ページをご覧ください。

植物について、植生自然度が図で示されていますが、対象事業実施区域内は植生自然度7以下となっています。

次に、102 ページをご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、いずれも対象事業実施区域とは2キロメートル以上の離隔距離があるものの、黄色で示されたサイクリングロードの一部は工事用車両の走行ルートと一部重複しています。

次に、127 ページをご覧ください。

環境保全上配慮すべき施設等の概況ですが、対象事業実施区域の北西約100メートルの位置に住宅があり、同じく北西約200メートルの位置に福祉施設があります。このほか、区域の北東側や西側にも住宅が存在していますが、事業者への1次質問の際、いずれの住宅についても、126 ページに示された図のように高低差があり、また、間に樹林帯等がある旨を確認しています。

最後に、景観についてですが、227 ページをご覧ください。

眺望点として調査地点が4か所設定されています。区域に最も近い調査地点は景観3の福祉施設であり、最も遠い調査地点は区域の西側に位置する景観2の函館山展望台です。

事業概要の説明は以上とさせていただきます、続いて資料の説明をさせていただきます。

まず、資料5-1の方法書についての意見の概要と事業者の見解についてご説明します。

表紙、目次とめくっていただきまして、1ページと2ページには公告及び縦覧の状況が記載されています。3ページには説明会の状況が記載されておりまして、5名の参加があったとのこと。続いて、4ページに意見の把握について記載されておりまして、意見書は3通の提出があり、意見総数は16件とのこと。

5ページからは方法書について提出された意見の概要と事業者の見解が記載されていますので、意見の概要をご紹介します。

5ページのNo.1-1は自然災害に関する意見であり、No.1-2は、地盤について、適切な予測を行い、土砂崩れを防止していただきたいとの意見です。

続いて、6ページから9ページの意見です。

6ページのNo.2-1は、対象事業実施区域周辺の環境について記載した後、最新の知見及び調査手法を採用し、内容が簡明となるような定量的方法を用いることを求める意見が記載されています。

7ページのNo.2-2は、環境影響を回避、低減する対策等について、住民等へ提示することを求める意見であり、No.2-3は、重大な環境影響が生じ、これが回避又は十分な低減ができると科学的根拠を基に示すことができない場合、かつ、団体や住民と合意形成が困難な場合において、事業計画そのものの見直しを含めた検討を求める意見です。

その下のNo.2-4から8ページのNo.2-9までは、個別的事項として、(1)では土地の安定性、騒音と反射光について、(2)では水環境について、(3)では動物について、

(4)では植物、生態系について、(5)では景観について、(6)では人と自然との触れ合いの活動の場について、それぞれ適切な評価等の実施を求める意見が記載されています。

9ページの(7)は、その他として、送電線網の経路や事業終了後の対応について、環境への影響を懸念する意見が記載されており、(8)は、所見として、水環境、生態系及び安全へ悪影響が生じることを懸念する意見などが記載されています。

次に、10ページの意見ですが、No.3-1は、生物多様性に関し、アセスをしっかりと行っていたきたいとの意見であり、No.3-2では建設工事による水質への影響を懸念する意見が記載されています。最後に、No.3-3ではパネルの傾斜角度や枚数の再検討に関する意見が記載されています。

なお、11ページから公告等に関する資料が添付されていますが、説明については割愛させていただきます。

続いて、資料5-2に沿って、2次質問とその事業者回答について、抜粋して説明させていただきます。

なお、資料5-3につきましては、事業者から提出された回答の補足資料となりますので、適宜、ご参照をお願いいたします。

それでは、資料5-2の8ページの質問番号3-13をご覧ください。

函館市における上水道の取水施設である汐泊取水場について、図書に示された位置が誤っていると思われることから、正しい位置を示すよう求めるとともに、当該取水場の集水域と対象事業実施区域及び改変区域との重複状況が分かる図を示すよう質問しました。これに対して、事業者から別添資料として示されていますので、資料5-3をご覧ください。

ページ番号は付していませんが、5ページに取水場の正しい位置が示されまして、図書で示された位置よりも上流側であり、対象事業実施区域により近い位置となっています。また、6ページには取水場の集水域が示されていますが、大部分が非改変区域であるほか、太陽光パネル設置範囲のうち、非造成部と一部が重複しています。

次に、資料5-2に戻っていただきまして、16ページの質問番号4-17の①をご覧ください。

本方法書では、汐泊取水場の水質への影響を確認できる調査地点が設定されていないことから、水道原水への影響が生じることが懸念されるのであれば調査地点を追加する必要があるのではないかと指摘した上で事業者の見解を確認しました。これに対して、事業者から、取水場の集水域と考えられる範囲と重複する改変区域は一部であり、基本的に造成や樹木の伐採をせず、太陽光パネル周辺は草地として管理すること、当該範囲への降雨が汐泊川へ到達するまでに距離や樹林帯があるため、地中へ相当量浸透すると考えられること等から水道原水への影響は生じないものと想定しており、調査地点の追加や水道事業者へのヒアリングの必要はないと考えているとのことでした。

次に、ページを戻っていただきまして、7ページの質問番号3-12の①をご覧ください。

汐泊取水場に関し、工事に当たり、事前に水道事業者と十分に協議することや現時点における協議状況等について質問しました。これに対して、事業者から、現時点において水道事業者との協議や本事業に係る説明等は実施していないとのことですが、工事に当たっては事前に協議を行い、適切に対応してまいりますとのことでした。

次に、9ページの質問番号3-19をご覧ください。

1次質問において、太陽光パネルの設置想定範囲と地すべり危険地区との重複が確認されたことや地形図から過去に地すべりを起こした地形が確認されることを踏まえ、どのような対応を想定されているのかを質問しました。これに対して、事業者から、地すべり危険地区を含め、地すべりのおそれのある地形への対応については関係機関との協議及び地質調査の結果を考慮し、パネルの配置や対策工について検討してまいりますとのことでした。

次に、11ページの質問番号4-2の②をご覧ください。

専門家等ヒアリングにおいて、対象事業実施区域内で繁殖している可能性があると考えられている鳥類について、それぞれの繁殖期を示すとともに、適切な調査時期が設定されているかについての見解を質問しました。これに対して、事業者から、繁殖期が示されるとともに、調査時期に関しては専門家へのヒアリング結果を受けて設定したものであり、適切な時期が設定されているものと考えているとのことでした。

次に、18ページの質問番号4-25をご覧ください。

対象事業実施区域内で繁殖している可能性があるヨタカやオオジシギについて、繁殖等を含む生息状況を把握するためには夜間自動録音調査の実施のみでは不十分であると指摘した上で、追加調査の計画について質問しました。これに対して、事業者から、調査地点としては、図4.2-6、これは図書の214ページに示されている希少猛禽類の調査地点を示す図であり、この図では対象事業実施区域内の調査地点として2地点が示されていますが、2地点とも調査地点とするとのことであり、5月から6月に3回、定点観察を行うとのことでした。

最後に、ページを戻っていただきまして、17ページの質問番号追加4-39をご覧ください。

本事業では、約50ヘクタールの草地が改変される計画であり、生息環境の変化により、対象事業実施区域内で繁殖している鳥類が営巣放棄等を行うことが懸念されると指摘した上でどのような環境保全措置を想定しているのか、また、準備書段階では専門家へヒアリングを行った上で決定された環境保全措置が示されるのかを質問しました。これに対して、事業者から、現時点で想定している環境保全措置は太陽光パネル周辺を定期的な草刈りにより草地として管理する、また、準備書で示す環境保全措置の内容は専門家へのヒアリングを実施した上で記載するとのことでした。

簡単ではありますが、資料の説明については以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、先ほどご審議をいただいた事業と同様、委員の皆様には事業者への

3次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○**澁谷会長** それでは、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

まず、私から1点です。

先ほど資料5-2で表層を水が流れても途中に樹林などがあるから大丈夫というようなところがありましたけれども、何番でしたか。

○**事務局（川村専門主任）** 16ページの質問番号4-17の①ではないかなと思います。

○**澁谷会長** この答え方が非常に定性的です。この状況とはちょっと違うかもしれませんが、河川の周辺の樹林帯がどれぐらいの水質浄化機能を持っているかという研究は既に結構いっぱいありますので、そういうものを参考にして、もう少し定量的にしっかり答えてもらえればと思います。そうしたことを3次で質問していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

どうも全体として定性的な答えが非常に多く、あなたがそう言っているだけというものが非常に多いといいますか、根拠がしっかりと示されていないような回答が多いです。類似した研究例があれば、ある程度定量的に類推するという努力をしていただければと思います。

○**事務局（川村専門主任）** 3次質問で対応させていただきます。

○**石井委員** 今の件で、取水との関係です。

ここはもともとゴルフ場だったのですよね。だから、ゴルフ場を造成するとき、取水をするということに関して、過去に何らかの交渉といいますか、取決めなのか調査なのかは分かりませんが、そういったことがされている可能性が高いと思います。

それから、ゴルフ場を日常運営するという際、取水する側とゴルフ場を運営する側で何らかのコミュニケーションがあったのではないかと思うのです。

そう考えると、今回、太陽光パネルをつくる時、何か影響がありそうだったら工事のときには相談しますからでは筋が通らないのではないかなという気がします。法的なことなどがあるのかは分かりませんが、できれば取水施設を管理している事業者と土地の持ち主と今回の太陽光パネルを置く事業者とでの何らかのコミュニケーションがあるといいと思うのです。今は取水側には位置を聞いたくらいで、具体的なコミュニケーションはないと考えてよろしいのでしょうか。

○**事務局（川村専門主任）** 2次質問の回答は、そのように捉えられる回答のみとなっておりますので、3次質問に向けて質問を考えなければいけないかなと思っていたところです。

○**石井委員** ただコミュニケーションしてくださいというのではなく、せざるを得ないような質問が考えつくといいですね。事務局でご検討をいただけるのであればお任せします

し、特段の知恵が必要だということであれば、連絡をいただければ考えたいと思いますので、お願いいたします。

○事務局（川村専門主任） 3次質問に向けて質問の文案を検討し、後日、メールで相談させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○松島委員 植生に関し、18ページの質問番号4-28についてです。

2次質問のときに見落としていたと思うのですが、調査をされる期間は秋に1回だけということなのです。しかし、春植物なんかは秋だともう地上部がなくなっているのです、春にも調査をするように3次質問で指摘したいと思います。

新しい質問も可能でしたよね。

○事務局（川村専門主任） 大丈夫です。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 質問がないようですので、本議事についての審議を終了といたします。

続きまして、議事（6）に移ります。

本日が3回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）上ノ国湯ノ岱風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

まずは、事務局から主な3次質問とその事業者回答等の報告、それから、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（川村専門主任） まず、図書を用いて事業概要を簡単にご説明いたします。

最初に、図書の4ページをご覧ください。

赤色の線で対象事業実施区域が示されていますが、対象事業実施区域は上ノ国町、木古内町及び厚沢部町に位置しています。

次に、19ページをご覧ください。

区域周辺の風力発電所の位置が示されていますが、焼山風力発電事業と区域の大部分が重複しているほか、南側には木古内風力発電事業があります。

次に、動物についてですが、60ページをご覧ください。

コウモリの分布状況ですが、対象事業実施区域周辺にはハイリスク種であるコヤマコウモリに関する情報が確認されています。

次に、63ページをご覧ください。

このページから鳥類の渡り経路について記載されていますが、63ページではノスリについて、65ページではハチクマについて、70ページでは夜間の渡りについて、それぞれ対象事業実施区域の周辺で確認されています。また、71ページの下側の図では、対象事業実施区域を含むメッシュにおいてクマタカの生息に関する情報が確認されています。

次に、植物についてですが、110ページをご覧ください。

植生自然度 10 の範囲が対象事業実施区域の南西側に位置する既設道路の拡幅が想定さ

れる範囲と一部重複しているほか、植生自然度9の範囲が風力発電機の設置予定範囲とも重複しています。

次に、生態系についてですが、120ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場ですが、対象事業実施区域には植生自然度10、植生自然度9の範囲のほか、保安林が存在しています。

次に、河川の利用状況です。

146ページと147ページをご覧ください。

146ページにはさけます増殖河川が示されていますが、区域の南西にある天の川、区域の南東にある木古内川、また、区域の北側にある厚沢部川水系の糠野川がさけます増殖河川です。また、隣の147ページをご覧くださいと、これらの3つの河川のうち、糠野川及び木古内川において農業用水としての利用が確認されています。

次に、住宅等の配置状況ですが、153ページをご覧ください。

風力発電機設置予定範囲と最寄りの住宅等の離隔距離は約2キロメートルとなっています。

なお、この図の範囲内には配慮が特に必要な施設は存在していません。

次に、景観についてです。

ページが大きく飛びますが、279ページをご覧ください。

主要な眺望点としての調査地点が7か所示されていますが、このうち、最大垂直視野角が最も大きいのはNo.4の神明会館で、5.3度です。

最後に、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

284ページをご覧ください。

区域周辺には、工事用車両の走行経路沿いに位置する調査地点として、上ノ国町国民温泉保養センターなど、2か所が設定されていますが、いずれも風力発電機の設置予定範囲とは2キロメートル以上の離隔距離があります。

事業概要の説明は以上とさせていただきます、続いて資料の説明をいたします。

まず、資料6-1の事業者への3次質問とその事業者回答について、答申に係る部分を抜粋して説明させていただきます。

なお、資料6-2については事業者から提出された回答の補足資料となりますので、適宜、ご参照をお願いいたします。

それでは、資料6-1の4ページの質問番号2-7をご覧ください。

1次質問の③では、対象事業実施区域内に2か所の崖崩れ箇所があることについて、いずれも改変区域と重複していることを確認し、管理用道路として使用する場合には十分な補強を行っていく予定であり、対象事業実施区域の見直し予定はないことを確認していました。3次質問では、どのような工法による補強を検討しているのか、また、工期や工程についての見解を質問しました。これに対して、事業者から、工法としては補強材の注入などが考えられるが、今後の調査、検討を経て選定していくこと、また、工期及び工程へ

の影響についても、今後、検討が進んだ段階で示される旨の回答がありました。

次に、6 ページの質問番号追加 3-28 をご覧ください。

2 次質問において、対象事業実施区域内の地質や地形を詳細に確認の上、風力発電機の設置位置やその他土地の改変範囲を検討する必要があると指摘した上で事業者の見解について質問し、地質調査の結果を踏まえて設計を行う旨を確認していましたが、3 次質問では準備書への反映についての見解を質問しました。これに対して、事業者から、準備書での風力発電機の設置位置は地質調査の結果を踏まえて検討した位置及び改変範囲を記載いたしますとのことでした。

次に、11 ページの質問番号 3-26 をご覧ください。

意見概要と事業者の見解において、国有林の山地災害危険地区が図書に示されていないとの意見があったことに対し、確認結果を示すよう質問しました。これに対して、事業者から、対象事業実施区域と山地災害危険地区が重複しており、風力発電機の設置予定範囲とも一部重複しているが、山地災害危険地区へ影響しないよう計画してまいりますとのことでした。

なお、確認結果を示した図につきましては、別添資料として示されていますので、資料 6-2 をご覧ください。対象事業実施区域の広範囲に山地災害危険地区が確認されています。

次に、資料 6-1 に戻っていただきまして、23 ページの質問番号 4-45 をご覧ください。

2 次質問の④において、植物調査の踏査やコドラート調査ができないと判断されるような箇所があった場合、代替手法による調査実施を検討するとの回答を確認していましたが、3 次質問では、ドローンによる手法では種の同定はできないことから、踏査できない範囲は土地改変区域からの除外を検討すべきではないかと指摘した上で改めて事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、現時点の想定では安全が確保できず、踏査を行えない範囲については土地改変区域から除外いたしますとのことでした。

最後に、25 ページの質問番号追加 5-3 をご覧ください。

意見の概要と事業者の見解において、累積的影響が懸念される事業の事業者と連携を取るべきとの意見があったことに対し、区域が重複している焼山風力発電事業に対する見解のみが示されていたため、区域周辺に位置する木古内風力発電事業に対する見解を質問しました。これに対して、事業者から、木古内側の工事用車両走行ルートをメインルートと設定した場合には連携を図っていきたいと考えておりますとのことでした。

簡単ではありますが、資料 6-1 と資料 6-2 の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料 6-3 の関係町長の意見をご覧ください。

本事業の関係市町村は、上ノ国町、厚沢部町及び木古内町です。

まず、上ノ国町長の意見ですが、発電施設の規模にかかわらず、検討段階から建設予定地周辺の環境に配慮した対応を求める、また、周辺エリア内で風力発電事業を計画している事業者との連携を図ることとのことです。

次に、厚沢部町長の意見ですが、当該エリアでは複数の事業者が事業を計画しているの

で、建設エリア等の調整をお願いいたしますとのことです。

最後に、木古内町長の意見ですが、事業計画においては、地域住民及び関係自治体等に対し、事業内容や事業が及ぼす影響などについて情報提供と丁寧な説明を行い、理解を得るとともに、周辺の環境保全について配慮しながら事業計画を進めていくこと、とのことです。

関係町長意見については以上とさせていただきます、続いて資料 6-4 の答申文（案）たたき台についてご説明します。

まず、前書きとしては、1 段落目に事業の特性、2 段落目に地域特性を記載し、3 段落目で、以上を踏まえ、事業者は次の事項に的確に対応することという従来どおりの流れとしています。

続いて、1 の総括的事項についてです。

(1) は、全体的な留意事項として、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討することとし、地域の状況に精通した複数の専門家等の助言を得るなどしながら科学的根拠に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることなどを記載しており、基本的には従来どおりの意見ではありますが、山地災害危険地区が図書では正しく把握されていなかったことを踏まえ、2 行目に文言を追加しています。具体的には、従来、環境に配慮すべき区域を除外するなどとしているところに「的確に把握した上で」という文言を追加しています。

次に、(2) は累積的影響に関する意見であり、従来同様の意見ですが、区域が重複している事業があることを踏まえ、並行的に行われる現地調査に伴い、人為的な攪乱による動植物への影響が懸念されることも指摘する意見としています。

(3) は相互理解に関しての意見であり、従来どおり、住民等に対して積極的な情報提供や丁寧な説明に努めることとしております。

(4) は図書の公表についての意見であり、従来どおり、利便性の向上に努めることを求める意見としています。

続いて、2 の個別的事項に移ります。

(1) は騒音及び振動についてです。

いずれも従来どおりの意見となりますが、アは、対象事業実施区域及びその周辺に住宅等が存在することから、影響の回避又は十分低減することを求める意見です。イは、施設稼働後の対策について検討を求める意見としております。ウ及びエは、累積的影響について適切に調査等の実施を求める意見です。

(2) は水質についてです。

アは従来同様の意見ですが、さけ・ます増殖事業が行われていることや農業用水としての利用がある河川の集水域が対象事業実施区域に含まれていることを指摘した上で水質への影響を回避するなどの環境保全措置を求める意見としております。

イは、従来どおり、局所集中的な降雨の傾向も十分に踏まえた環境保全措置を求める意

見です。

(3)は風車の影についてです。

いずれも従来同様の意見ですが、アは風車を住宅等から離隔することなどにより影響を回避又は十分低減することを求める意見であり、イは、影響が及ぶ時間の長短にかかわらず、人によって気になることを踏まえた評価とすることを求める意見です。

(4)は動物についてです。

アは、一部の調査を除き、踏査ルートが示されていないことに対する意見です。1段落目は従来同様ですが、2段落目は、従来の意見に加え、本事業においては、改変区域において2か所の崖崩れ箇所が確認されていることから、そのことも踏まえて踏査ルートを設定することを求める意見としています。さらに、下から2行目の中ほどから、「また」として、調査すべき情報を十分に把握することが困難な範囲がある場合は改変区域からの除外を求める意見を追加しています。

イは、哺乳類の調査に対する意見です。従来どおり、地域や対象種の特성에応じて、適正な調査場所、範囲、トラップの種類とその数等を設定することを求める意見です。

ウは、コウモリ類の調査について、従来同様、専門家等からの助言を反映しながら風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、適切な調査等の実施を求める意見ですが、上ノ国町における事業であり、図書においてもコヤマコウモリの分布について区域周辺で確認されていることが示されていることを踏まえ、コヤマコウモリの種名を明記しました。

エは、鳥類への影響についてですが、この区域の特性としてクマタカなどの生息情報があるほか、ノスリや夜間に渡りを行う鳥類等の移動経路となっている可能性があることを述べた上で、従来どおり、これら鳥類の生息やバードストライクなどの影響について適切に調査、予測及び評価を実施することを求める意見としております。また、累積的影響についても適切な評価等の実施を求めています。

オは、従来どおり、哺乳類や鳥類だけでなく、昆虫類等についても適切な調査等の実施を求める意見としております。

(5)は植物についてです。

アは植生調査の調査地点について、イは植物調査の踏査ルートについて、図書には示されていないことから、適切に設定し、準備書に記載することを求める意見であり、さらに、ウとして、動物同様、2か所の崖崩れ箇所が確認されていることも踏まえて調査地点や踏査ルートを設定することとし、調査すべき情報を十分に把握することが困難な範囲がある場合には改変区域からの除外を求める意見としました。

エは、従来どおり、重要種等への配慮を求める意見であり、植生自然度10としてヨシクラス、植生自然度9としてチシマザサ群集等としています。

オも、従来どおり、外来植物について、侵略性の高い外来植物の生育状況をあらかじめ把握することや拡散防止対策を検討することなどを求める意見です。

(6)は生態系についてです。

いずれも従来どおりの意見ですが、アは、注目種やその餌資源について、現地調査の結果を踏まえて必要に応じて見直すことも含めて検討を続けるとともに、その経緯を準備書に記載することを求める意見です。イは、地域の生態系の特徴に留意し、各栄養段階の動物種及び植生について、十分な調査を求める意見です。ウは、自然度の高い植生の区域などについて、改変の回避などを求める意見です。

(7) は景観についてです。

従来と同様、フォトモンタージュ作成に当たっての留意事項について意見した上で累積的影響についても適切な評価等の実施を求めています。

(8) は人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

本事業は、上ノ国町国民温泉保養センターなどが事業に係る工事関係車両の主要な走行ルートと近接しており、影響が懸念されますので、この点について述べた上で、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で適切に予測及び評価をすることとしております。また、累積的影響についても適切な評価等の実施を求めています。

最後に、(9) の廃棄物等については、従来どおり、発生量や処分量等の把握を通じ、適切な調査、予測及び評価の実施を求める意見としております。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願ひいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○押田委員 動物のところでコヤマコウモリという種名を記載していただき、本当にありがとうございます。

この辺りはコヤマコウモリがいろいろと問題になっている場所ですし、コヤマコウモリは結構高いところを飛ぶので、バットストライクになる可能性が高かったりするグループでもあるみたいなのです。ですから、種名を出していただいたということで、より気をつけていただけるかなと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○石井委員 1点だけ確認させてください。

資料6-3で、上ノ国町長からの周辺エリア内で風力発電事業を計画している事業者との連携を図ることという記載があって、資料の6-4の答申文(案)では、先ほど説明があったように、1の総括的事項の(2)で、こういった事業者間で十分な協議、調整を行うと調査手法に関して記載があります。

これはアセスの評価の方法書なので、多分、そういった文脈で答申文のたたき台はつくられていると理解したのですが、この町長が言っている計画している事業者との連携を図ることという意図がこれでいいのかどうか、どういう連携を町長が望んでいるのかが少し分からなかったのですね。事務局で何かフォローしていることがあったら、あるいは、こういうことだと考えていますというものがあつたら教えていただけますでしょうか。

○事務局（川村専門主任） まず、いただいた意見の内容に関して、役場により詳しい説明を求めてはおりません。ただ、他の事業者との連携を図るという意味では、累積的影響に関して、双方で情報共有をしながら、調査の内容について、適切に調査、予測及び評価を実施していく必要があるということを総括的事項の（２）に記載しております。

また、１の総括的事項の（１）の最後の部分で、事業規模の縮小など、事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減することとしていますので、風力発電機の設置予定範囲が配慮書段階の他事業の事業実施想定区域と重複していることを確認しているところですが、そこに風力発電機を設置するかどうかに関しても総括的事項で指摘をしているので、町長意見の趣旨を反映できているのではないかと考えているところです。

○石井委員 よく分かりました。

多分、方法書なので、こういう枠組みになると思いますし、僕が深読みしてしまったのかもしれませんが、こういった段階だけではなく、工事の段階、あるいは、運転している状況でもこういった連携が組まれることが大事なことはないかと思いますし、情報公開も含め、連携してやっていくべきではないかと日頃から思っています。

ただ、今言われたこともそうですし、答申文のたたき台に十分に含まれていると思いますので、了解いたしました。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 それでは、答申文（案）についても変更等を求めるような意見はございませんでしたので、基本的には、今日の事務局からの提案のとおり、後日、私から知事へ答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（発言者なし）

○澁谷会長 それでは、そのようにいたします。

ここでもう一度休憩を取ります。

16時45分から再開いたします。

[休 憩]

○澁谷会長 時間になりましたので、再開いたします。

議事（７）に移ります。

本日が３回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）遠軽ウィンドファーム事業環境影響評価方法書についてです。

まずは、事務局から主な３次質問とその事業者回答等の報告、それから、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（石田係長） まず、本事業の事業概要について、図書を用いて簡単に振り返り

をさせていただきます。

まず、図書の3ページをご覧ください。

本事業は、単機出力4,200キロワットの風力発電機を12基設置し、総出力を最大4万8,000キロワットとする計画です。

次の4ページのとおり、対象事業実施区域は遠軽町の北部に位置しておりまして、さらにめくっていただきまして、6ページには赤丸で示された風車の位置等が示されております。

続きまして、区域とその周囲の概況についてです。

29ページをご覧ください。

緑の斜線部分が保安林ですが、対象事業実施区域の西側は保安林を含まないように設定されておりまして、また、区域の南側では工事用道路として使用する既設林道部分などが瀬戸瀬鳥獣保護区と重なっている状況です。

次に、図書の59ページをご覧ください。

EADASのセンシティブティマップが掲載されておりまして、区域の大部分はオジロワシ、オオワシ、クマタカの情報によって注意喚起レベルBのメッシュとなっております。

次に、62ページをご覧くださいと、春季の夜間の鳥類の渡りルートが区域に重なっている状況です。また、次の63ページから65ページにノスリ、サシバ、ハチクマの渡りの経路が掲載されておりますが、いずれもルートが重なっておりません。

次に、植生についてですが、83ページをご覧ください。

区域内には13番で示されておりましてトドマツ植林が広く分布しておりまして、区域の西側や南側には、2番で示されているエゾイタヤシナノキ群落など植生自然度9の植生が分布してございます。

次に、図書の119ページをご覧ください。

最寄りの住宅は中央東部の区域に隣接しており、風力発電機までの離隔距離は約1.6キロメートルの状況でして、配慮施設については区域南西にある保育所と小学校で、約6キロメートルの離隔距離となっております。

次に、240ページをご覧ください。

景観に関して、区域の近隣には④の社名淵地域公民館や⑤の若松公民館などの眺望点があり、調査地点に選定されております。

最後に、246ページの人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、北見鉾山跡や寒河江公園などが調査地点に選定されております。

簡単ですが、事業概要については以上としまして、続いて資料の説明をいたします。

まず、資料7-1に沿って、3次質問と事業者回答について、一部を抜粋してご説明させていただきます。

まず、10ページの質問番号3-3をご覧ください。

夜間の渡り鳥の調査に関しまして、2次質問において、事業者から、運搬上の課題など

から、レーダー調査やサーマルスコープなどの暗視機器による調査は実施せず、日の出前、日の入り後、各 30 分程度で目視による観察を行う旨の回答があったため、3 次質問では、サーマルスコープ等であれば運搬が容易であり、対応可能であると思われることや、日の出前、日の入り後の 30 分程度では十分なデータが得られず、過小評価となる可能性があるため、暗視機器による調査の実施について見解を伺いました。これに対して、事業者から、サーマルスコープはレーザー測距計等との組合せでないと飛翔高度の把握が困難であり、種判別についても鳴き声による情報を基にした判断が主体で、録音調査と同等の精度であること、また、サーマルスコープは外気温の影響を受けやすいことなど、調査手法ははまだ研究段階であるとの認識であり、精度が担保されないことから、現段階においてはサーマルスコープ等の暗視機器は使用しないとの回答がありました。

ただし、文献の事例から、把握の可否は調査日の天候等の条件によって左右される可能性が考えられるため、夜間の渡りが確認されず、それが天候等の環境要因であると考えられる場合には、過小評価とならないよう、調査日を延長するなどの対応を検討いたしたいとのことでした。

関連した質問で、資料の 17 ページの質問番号 4-4 でフクロウ類やフクロウ類以外の夜間に活動する鳥類に関する調査手法についても同様に質問しておりますが、こちらも同様に事業者からサーマルスコープ等の暗視機器は使用しない旨の回答がありました。

次に、資料の 21 ページの質問番号 4-18 の 2 次の①をご覧ください。

3 次質問はないのですが、答申に関係する部分として振り返りをさせていただきたいと思います。工事用資材等の搬出入に係る騒音・振動に係る調査地点は、図書では 1 地点と示されておりますが、交通量として示されているデータがない範囲に調査地点を設定する必要がないかを質問しております。これに対して、事業者から、質問のとおり、交通量のデータがないルート沿いに調査地点を追加する旨の回答がございました。

次に、資料の 26 ページの質問番号 4-30 と併せ、図書の 221 ページをご覧ください。

最近の審議会では話題にしております踏査ルートとの関係になりますが、本図書では動物も植物も主に車両が通れるルートが踏査ルートとして示されているところで、区域内の植生や風力発電機設置位置を網羅した調査ルートとはなっていない状況です。2 次質問での事業者回答では、改変区域は可能な限り調査する範囲に含めるよう検討し、仮に踏査不可とした箇所が改変区域であった場合は、隣接する同様の植生を基に、生育の可能性がある重要種の情報等を加味して予測を実施することを考えている旨の事業者の回答でした。3 次質問では、2 次回答が生育ということで植物のみを対象としていると思われましたため、①で動物についての回答を求めるとともに、②では、植物について、特に草本の生育状況については現地を踏査しなければ把握することは困難であると考えられることについて事業者の見解を伺いました。これに対して、事業者から、①で動物についても同様の認識であるとの回答があり、また、②の植物については、原則、改変区域については踏査を実施し、調査ができなかった箇所については、極力、改変区域としない方針とする旨の回答が

ありました。

簡単ではありますが、資料 7-1 の説明は以上とさせていただきます。

資料 7-2 については、資料 7-1 の事業者回答の別添資料となりますが、割愛させていただきます。

次に、資料 7-3 の関係町長の意見をご説明いたします。

本事業の関係町は遠軽町のみとなっております。

項目 2 の意見をご覧いただきたいと思いますが、(1) では、約 1.6 キロメートル先に住宅が存在することに言及し、また、区域周辺は静穏な地域であるため、工事による騒音、振動及び超低周波音の予測評価に当たっては適切な方法により行うことなどの意見がありました。

(2) では風車の影についての適切な調査を求める意見があり、(3) では電波障害が発生した場合の措置の検討などを求める意見がありました。

(4) では、主要な眺望点 4 地点からの景観について、フォトモンタージュ等を活用し、住民等へ分かりやすい説明を行うことや景観に与える影響が最小限となるよう十分に配慮することとの意見があり、裏面に移りまして、(5) では、自然環境への影響が生じた場合、専門家等の意見を聴取した上で稼働制限等を含む措置の実施について検討することとの意見がありました。

次の(6) では、工事での土砂の流出による河川水質への影響について、適切な方法での調査、予測を求める意見、(7) では、アセス図書の公開に係る利便性の向上に努めることや、地域住民への情報提供や丁寧な説明など、適切な対応に努めることを求める意見がございました。

最後に、資料 7-4 を用い、答申文(案)たたき台についてご説明させていただきます。

まず、前書き部分については、従来どおりの並びで記載しておりますので、説明を割愛させていただきます。

次に、1 の総括的事項について、まず、(1) は従来どおりの内容としておりまして、事業計画の策定に当たっては、環境に配慮すべき区域を除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討することや、科学的根拠に基づく予測及び評価を実施し、重大な環境影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うことを求めています。

(2) も従来どおりの記述となっております、相互理解の促進のため、町、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めることを求める意見としております。

そして、次の(3) は、今回、特別に付した意見でございますが、本事業で住民等からの意見書が郵送で届かないという事態が発生した経緯を踏まえ、読み上げさせていただきますが、本方法書の手続においては、事業者の事務手続の不備により、住民等が郵送した意見書が事業者が届かず、事業者への不信感を招く事態が生じた、縦覧及び意見書の受付が再度行われたが、不信感の払拭には至らなかったため、今後の手続に当たっては、再発

防止策を講じた上で、適切な対応に努めることと記載しております。

次の（４）は、図書の公表における利便性の向上について、従来どおりの意見としております。

次に、２の個別的事項に移ります。

（１）の騒音及び振動についてです。

まず、アでは、先ほどの質問と回答の資料でご説明いたしました工事用資材等の搬出入に伴う騒音及び振動の調査地点について、調査地点の追加を再検討の上、適切な位置に設定することという意見を付しました。

イでは、従来どおり、騒音による影響の回避、低減を求める意見とし、ウでは、建設機械の稼働に伴う騒音調査の適切な回数、時期の設定をすること、エでは、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討することを求めています。

（２）の水質についてです。

アにおいて、さけ・ます増殖事業が行われているほか、農業用水としての利用がある湧別川の支流が区域に複数存在し、また、水道水源の集水域が区域に含まれていることから、土地改変に伴う濁水の流入などによる影響が懸念されるため、水質への影響を回避するなどの措置を求め、イにおいて、局所集中的な降雨の傾向も十分に踏まえたものとなるよう意見をしております。

（３）の風車の影についてです。

1.6 キロメートル先に住宅がありますので、アで、できる限り離隔し、影響を回避または十分低減することや、イで、風車の適正な配置や構造物の検討を含め、回避または十分に低減できるかの観点から評価することを求めています。

（４）の動物についてです。

アでは、図書の中で踏査ルートが十分に示されていない場合の従来どおりの記載となっております。土地改変や樹木伐採を予定する場所を網羅するよう、踏査ルートを設定し直すことを求めています。次のイの哺乳類の捕獲調査とウのコウモリ類の調査に係る留意事項についても従来どおりの記述としております。

ページが移りまして、エについても従来どおりの流れで、鳥類に関して適切に調査等を実施することを求める意見としており、図書の内容からオジロワシとクマタカを記載しております。オも、従来どおり、各分類群について専門家等から助言を得ながら、適切な調査等を実施することを求める意見を記載しております。

（５）の植物についてです。

調査地点と踏査ルートが図書で示されていないことから、アとイで適切な地点やルートを設定することを求める意見とし、次のウとエは、従来どおりの内容の意見としておりますため、説明を割愛させていただきます。

（６）の生態系についてです。

ア、イ、ウの全て従来どおりの流れで記載しておりますので、こちらも説明を割愛させ

ていただきます。

最後に、4ページの(7)の景観についてです。

本事業では最も近い眺望点で垂直視野角3度という状況であり、重大な影響が懸念されると言えるほどの眺望点が図書上では確認されなかったため、フォトモンタージュの作成に当たっての留意事項のみを記載しております。

次に、(8)の人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

区域に近い北見鉱山跡を記載し、騒音や風車の影などの影響について懸念されるため、利用状況等を調査した上での適切な予測評価を求める意見としております。

最後に、(9)の廃棄物等についてです。

こちらも、従来どおり、発生の抑制と適切な予測評価を求める内容となっております。私からの説明は以上となります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

(発言者なし)

○澁谷会長 ないようですので、今、事務局から報告のあった答申文のとおりとし、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○澁谷会長 それでは、そのようにいたします。

次に、議事(8)に移ります。

本日が3回目の審議となる(仮称)苫東厚真風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

まずは、事務局から主な3次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局(下田主事) 本事業は本日が3回目の審議となっております、資料8-1と8-2となっております。

本事業は、1回目、2回目の審議で事業者に出席をいただき、審議を行ったところでしたが、鳥類や植物、生態系への影響の調査、予測、評価の内容を中心に論点が多々ありました。そのため、澁谷会長ともご相談の上、答申の取りまとめに向け、本日、2回目の審議において事業者から口頭で回答があった内容のほか、特に確認が必要な事項について3次質問で確認をしておりますので、ご説明させていただきます。

また、資料には、一部、非公開情報を含んでおります。今回の3次質問での質問事項及び回答はいずれも該当しておりませんが、もし質問番号で一部非公開と記載されている質問事項とその回答の中にございますような希少種や鳥類の営巣地の位置に言及するようなことがある場合は、非公開審議の時間を設けますので、その際に言及をいただきますようお願いいたします。

また、今回の資料8-1ですが、全ての質問は掲載しておらず、3次質問が行われた質問

番号のみを表示しております。

続きまして、事業概要について簡単にご説明いたします。

図書1分冊目の3ページをご覧ください。

本事業は、厚真町と苫小牧市の約335.9ヘクタールを事業実施区域としまして、単機出力4,300キロワット程度の風車を最大10基設置する計画となっております。

関係市町村は、厚真町、苫小牧市、むかわ町となっております。

同じ分冊の図書159ページには、対象事業実施区域全体の重要な自然環境のまとまりの場が示されております。

対象事業実施区域内や風力発電機設置予定位置には植生自然度9、植生自然度10の範囲が多くありまして、特に東側の海岸沿いの5基があるエリアは、汀線から順に乾性草地のハマニンニク・コウボウムギ群集、内陸側にヤマアワが主体となる群落が帯状に分布し、さらに、内陸側にヨシを主体とする湿性草地の中にヒメガマ群落やヒルムシロクラスが分布する海浜が形づくられておりますし、この群落は専門家ヒアリングにおいても希少な生態現象であると指摘があります。

また、対象事業実施区域内や区域の周辺では非常に多くの鳥類などの生息が確認されておりまして、特に、重要種の営巣地としては、対象事業実施区域内及びその周辺ではチュウヒやタンチョウ、ハイタカの営巣地、区域周辺ではオジロワシ、オオタカ、アカモズの営巣地がそれぞれ確認されております。さらに、オジロワシなどの猛禽類や渡り鳥の年間予測衝突数の数値も高くなっています。

各項目における調査及び予測、評価の結果については、536ページ以降の第10章においてまとめられております。項目ごとのご説明については割愛させていただきますけれども、図書2分冊目の1,669ページ以降に本事業の環境影響の総合的な評価が記載されておりまして、総合的な評価としては、実行可能な範囲内で環境影響を回避または低減しており、計画は適正であるとなっております。

それでは、3次質問の説明に移りたいと思います。

資料8-1の1ページの質問番号1-3の①をご覧ください。

質問番号6-4などで、科学的根拠に基づいた評価とはなっていない回答や、質問番号6-1などでの審議会では本事業と環境が酷似した知見とするのは不適切と指摘した内容を根拠にチュウヒへの影響が低減されていると回答している箇所など、科学的根拠に基づかない評価や定量的なデータに基づいた回答を求めているにもかかわらず、そのように回答していない箇所が多々あったことから、なぜ1度不適切とされた根拠や回答を2次質問の回答でも繰り返していたのか、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者から、予測に当たっては可能な限り定量的なデータに基づく結果を示すよう努めていたが、風力発電施設が建設されることによるチュウヒへの影響に関する確立された定量的な予測手法はなく、定量的な予測結果を示すのは難しいと考え、現地における確認状況を踏まえ、推測される内容を定性的な予測として示したとのこと。また、2次回答においては、1次回

答で示した定性的予測の回答が不十分であったと考え、1次回答を補足する内容を示しており、審議会等で指摘された定量的な予測手法については、4次質問の回答において、文献等を参考に予測を実施し、改めて回答するとしております。

同じページのその下の質問番号③を続いてご覧ください。

図書や意見概要で示された営巣地や生息状況の見落としなどのような調査精度の低さを踏まえると、環境への影響の予測及び評価のために必要な調査データが不足しているのではないかと指摘した上で、追加調査の必要性と準備書の再作成の必要性について、それぞれ事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者からは、鳥類の調査については方法書に記載した調査手法に基づいており、さらに、追加の調査も実施しているため、環境影響評価を行う上での調査データは取得できていると考えており、準備書の再作成の必要はないと考えているとのことです。また、専門家ヒアリングにおいて営巣地の見落としについてご指摘があったことを踏まえ、チュウヒやタンチョウ等の繁殖状況については継続調査を実施しており、アセスの現地調査に加えて、令和6年においても追加調査を行い、併せてアカモズの繁殖状況についても確認を行い、令和7年も評価書手続までの期間において継続して調査を実施する予定とのことです。評価書では追加調査の結果も踏まえて予測及び評価を行い、工事前及び工事中においても継続して調査し、調査結果については工事の進捗に反映させる予定ですという回答となっております。

この質問について、本日、欠席しています先崎委員からコメントをいただいておりますので、紹介させていただきます。

方法書に記載した調査手法に基づいており、さらに、追加調査も実施しているため、環境影響評価を行う上での調査データは取得との回答がありますが、今回はデータの質、精度が十分ではないため、風車の配置の検討に重要な場所の希少種のデータを見逃しても妥当な評価を行えるということを示す科学的な根拠、例えば、見落としした場合とそうでない場合で評価結果が変わらないことなどを示すべきではないか、といったコメントをいただいております。

続きまして、2ページと同じ質問番号1-3の⑥をご覧ください。

前回の審議会で澁谷会長からご指摘のあった内容になるのですが、本事業の対象事業実施区域及びその周辺は既に希少種が生息、繁殖していることが判明している環境であり、大型鳥類の個体群維持にも関わることから、特に配慮すべき環境であると考えられること、風力発電機が一度建設されると元の環境には簡単に戻せないことを踏まえると、より慎重な判断が求められるとした上で、確実に環境への影響の回避、低減ができていないかを判断するためにも可能な限り科学的根拠に基づいた定量的な評価を実施すべきではないかとし事業者の見解を質問しております。これに対して、事業者からは、対象事業実施区域及びその周辺に鳥類の希少種が生息、繁殖していることは認識しており、これらへの影響を回避、低減するために可能な限り科学的根拠に基づいた定量的な予測及び評価を実施すべきと考えているとしていますが、定量的な予測及び評価が困難な場合には定性的な予測及び評

価を行うこともあると考えているとの回答を得ております。

続いて、その下の同じ質問番号の⑦をご覧ください。

影響を低減できるとする科学的根拠を示すことができている回答があまりにも多いことから、根拠が乏しい定性的な評価をするよりも、環境への影響の回避、低減が十分にできない可能性があることを認めた上で、既存の様々な知見に則り、確実性のある影響の回避または低減をするべきではないか、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者からは、現時点の事業計画において、可能な限り環境への影響を回避または低減することに努めているものの、現時点の予測評価に加えて実施する定量的な予測評価の一部を踏まえても影響環境への影響の回避または低減が難しいと考えられる場合には、事業計画の一部見直しも含め、環境保全措置を検討し、環境への影響を回避または低減したいと考えているとの回答でした。

続いて、資料の6ページに移りまして、質問番号6-4の②をご覧ください。

現在営巣を確認しているチュウヒが調査結果にあるような道路の反対側にほとんど飛行しないという行動をしているからといって、そのチュウヒとは別の個体も同様の行動を取るとは限らないのではないかとした上で、どのチュウヒも風力発電機の方に飛行することはないことを立証できる科学的知見を踏まえた定量的なデータがあれば示すよう、事業者に求めました。これに対して、事業者からは、現地調査において確認されたチュウヒの幼鳥については道路の反対側にほとんど飛行しない行動をしており、ペアが入れ替わったとしても同種のチュウヒの幼鳥であれば同様の警戒した行動を取る可能性が高いと現地調査の結果を踏まえて判断し、予測したとのことでした。

なお、どのチュウヒも風力発電機の方に飛行することはないことを立証する科学的知見を踏まえた定量的なデータはなく、不確実性を伴う定性的な予測であるため、今後、事後調査を行ってまいりますと回答しています。

このほか、15ページの質問番号14-35のタンチョウへの影響予測においても、同様に不確実性のある予測であることから、事後調査を行うこととしています。

これらの質問のほか、定性的な予測であることが明確になったものについて、先崎委員からは、科学的妥当性がないことが明確になったことから、評価を根本的に見直すべきではないか、また、事後調査に頼らず、影響の回避、低減を優先すべきではないかというコメントをいただいております。

最後に、戻りまして、11ページの質問番号14-9の②をご覧ください。

渡り鳥調査での図書への記載不備について、令和3年秋と令和4年春のデータを渡り鳥への影響評価に使うのは不適切であると考えられますが、これらは現段階の準備書における評価では使われていないという理解でいいのか、事業者に質問しました。これに対して、事業者からは、準備書における渡り鳥の影響予測の評価について令和3年秋と令和4年春のデータは使用していないと回答しております。

質問の紹介は以上とさせていただきます。

なお、先崎委員から、3次質問全体について次のようにコメントをいただいております。

全体として、先延ばしにするか、これまでの繰り返しと理解しました、質問への回答も片手落ちのところがあり、改善が見られているとは思えませんでした、とのコメントをいただいております。

事務局としましては、これまでの審議会での議論などを踏まえ、図書や調査の不備、不足の懸念があること、本事業における環境影響の予測について、定性的で科学的根拠によらないものが散見されることなどについて言及した答申文（案）たたき台を作成したいと考えております。

3次質問及びその事業者回答の説明は以上とさせていただきます。

関連しまして、1点、ご報告させていただきます。

本事業に関して、条例第24条の規定に基づき、1月18日の土曜日に道主催の公聴会を厚真町で開催しました。当日は9名の公述人に出席をいただき、タンチョウをはじめとする鳥類やその生息地への影響を懸念するご意見や、騒音や風車の影による住環境や健康などへの影響を懸念するご意見をいただきましたので、ご報告させていただきます。

内容の詳細につきましては、次回審議会の資料でお示しします。

本事業に関わる説明については以上とさせていただきます。

委員の皆様には3次質問への事業者回答を踏まえた4次質問について後ほど依頼させていただきたいと考えております。事業者が4次質問で回答するとしている内容もごさいますが、次回の審議会で答申の取りまとめを予定しております。

ご議論をよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

（発言者なし）

○澁谷会長 特にご意見やご質問がないようですので、本日の本議事についての審議は終了といたします。

ただ、今、事務局からご説明がありましたけれども、次回の審議にて答申の予定になります。異例ですが、4次質問の作成があります。今、皆さんから質問や意見が出されませんでした。ご意見等がありましたら、会議終了後にでも事務局に連絡をしていただければと思います。

それでは、この議事については以上といたします。

これをもって、本日の議事は全て終了となります。

事務局から連絡事項がありますので、お願いいたします。

○事務局（名畑課長補佐） 委員の皆様、長時間のご審議、本日も誠にありがとうございました。

次回以降の審議会についてご連絡させていただきます。

既に皆様と日程調整をさせていただきましたが、次回の第10回については2月27日木

曜日を予定しております。また、第 11 回については 3 月 26 日を予定しております。

年度末が近づいておりまして、お忙しいところ、申し訳ありませんが、ご予定の確保を
よろしく願いいたします。

3. 閉 会

○澁谷会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

以 上